

武藏野市

障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

～認め合い支え合うまちづくりをめざして～

<令和6（2024）年度～令和8（2026）年度>

中間のまとめ（案）

令和5年11月

武藏野市健康福祉施策推進審議会

武藏野市障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会

この中間のまとめ（案）は、今後行われるパブリックコメントや市民意見交換会からのご意見等を踏まえ、審議会及び計画専門部会において議論及び最終調整のうえ決定されるため、変更となる場合があります。

武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画「中間のまとめ」へのご意見を募集します。

市では障害者基本法に基づく障害者福祉計画と、障害者総合支援法に基づく第7期障害福祉計画、児童福祉法に基づく第3期障害児福祉計画を一体的に策定しています。現在、武蔵野市健康福祉施策推進審議会における武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会において、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度を計画期間とする次期計画の改定作業を進めております。

このたび、「中間のまとめ」がまとまりましたので、市民の皆様にご報告するとともに、計画の作成に向けて、広くご意見を募集いたします。

■ご意見の提出方法

- 意見提出フォーム、メール、FAX、郵送又は直接持参のいずれかの方法でご意見をお寄せください。電話ではお受けできませんのでご了承ください。
- ご意見の提出にあたっては、氏名、住所、連絡先を記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

■募集期間

令和5（2023）年11月16日（木）～12月17日（日）まで（必着）

※ご提出いただいたご意見は、個人情報を除き原則公開とさせていただきます。

■第4期健康福祉総合計画・各個別計画 中間のまとめ 市民意見交換会

本計画を含む健康福祉に関する各計画の中間のまとめについて、市民の皆様から直接ご意見を伺う機会を次の日程で設けます。

- (1)12月3日(日) 13時～15時 武蔵野市役所 811会議室
- (2)12月3日(日) 15時～17時 オンライン開催*
- (3)12月11日(月) 14時～16時 武蔵野商工会館 4階市民会議室
- (4)12月15日(金) 18時30分～20時30分 武蔵野スイング10階スカイルーム

※オンラインでの市民意見交換会に参加を希望される方は、12月1日までに下記のURLにて電子申請でお申し込みください。後日、オンライン会議に参加するための招待メールをお送りします（Web会議システムZoomを使用）。

【オンライン市民意見交換会 電子申請URL】

<https://logoform.jp/form/SK8e/392950>



【問い合わせ、意見提出先】武蔵野市健康福祉部障害者福祉課

住 所：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電 話：0422-60-1904（直通） FAX：0422-51-9239（直通）

意見提出フォーム：<https://logoform.jp/form/SK8e/399892>

電子メール：SEC-SYOUNGAI@city.musashino.lg.jp



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	7
4 計画の対象と範囲	7
5 計画策定までの流れ	8
第2章 市の障害者数の推移と前期計画の実施状況	9
1 障害者数等の推移	9
2 前計画期間中の取組み状況	16
3 取り組むべき主な課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 基本理念・基本目標・基本的視点	32
2 基本施策	33
3 重点的な取組み	34
第4章 施策の体系	44
第5章 施策の展開	46
基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	46
基本施策2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	49
基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	50
基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み	56
基本施策5 新しい福祉サービスの整備	58
基本施策6 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり	59
第6章 サービス提供体制の整備 (第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)	61
1 サービス種別の見込み量	61
2 成果目標・活動指標の設定	64
3 サービス確保の方策	67
第7章 計画の推進に向けて	70
1 計画の推進のために	70
2 計画の点検と評価	71

資料編	72
1 武藏野市健康福祉施策推進審議会設置条例	72
2 武藏野市健康福祉施策推進審議会設置条例施行規則	73
3 武藏野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会等設置要綱	74
4 武藏野市障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会部会員名簿	76
5 策定経過	77
6 実態調査の結果	78
7 用語集	88

1 計画策定の趣旨・背景

武蔵野市では、第六期長期計画の重点施策に「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を掲げ、「全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援」の構築に努めています。またこれに基づき、健康福祉分野においては、武蔵野市健康福祉総合計画を策定し、障害者福祉をはじめ、地域福祉、健康推進、高齢者福祉に関する取り組みを一体的に進めています。

障害者福祉に関しては、地域共生社会の実現を目指し、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に策定し、推進してきました。

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする障害者計画・第6期障害福祉計画の期間は、新型コロナウイルス感染症という前例のない感染症への対応が求められた期間でした。障害のある方やその家族への適切な情報提供や支援に取り組むとともに、障害福祉サービスを提供する事業者に向けた支援等も行ってきました。コロナ禍での支援を継続しながら、令和3（2021）年4月には福祉総合相談窓口を設置し、関係各課と連携しながら複合的な課題を抱えた世帯への相談体制を強化しました。また、令和5（2023）年度には障害のある方の障害の重度化や高齢化、「親なき後」を見据えた支援を行う地域生活支援拠点等事業を、地域の複数の事業者及び機関が機能を分担して支援する面的整備の形で開始しました。障害児支援の分野では、前計画期間中に児童発達支援センターとした「みどりのこども館」における療育及び計画相談の一層の充実を図るとともに、肢体不自由児等を対象とした放課後等デイサービス事業を計画相談のサテライトオフィスとともに安定運営することに努めました。

第7期障害福祉計画に向けた国の基本指針では、障害者施策の最も基本的な理念として貫かれている「地域共生社会の実現」という主題のもとに、様々な個別分野の取り組みについて、より一層深化させていく事が求められています。

国の第5次障害者基本計画の策定、市の最上位計画である第六期長期計画・調整計画の策定、市の健康福祉分野の基本計画である健康福祉総合計画等をはじめとした各種計画の改定に即し、コロナ後に求められる障害福祉のあり方を見据え、国・都等の各種制度改革などの動向や社会情勢の変化に対応し、障害福祉施策をより一層推進することを目指して、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に見直した「武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

【障害者施策をめぐる近年の動き】

医療的ケア児支援法の制定	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができるものとされる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。(令和3(2021)年9月施行)
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されました。(令和4(2022)年5月施行)
東京都手話言語条例の制定	手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため条例を制定されました。(令和4(2022)年9月施行)
第5次障害者基本計画の策定	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、政府が講ずる障害者のための施策の基本的計画として位置付けられた。令和5年3月に閣議決定され、第5期計画として、令和5年度から令和9年度が対象年度となっている。(令和5(2023)年3月策定)
精神保健福祉法の一部改正	「日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正されました。精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものです。(令和6(2024)年4月施行、一部令和5年(2023)年4月、10月施行)
障害者雇用促進法の一部改正	令和4(2022)年障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれます。(令和6(2024)年以降順次施行)

法定雇用率の引き上げ	<p>令和5（2023）年度からの障害者雇用率は2.7%と改め、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5（2023）年度においては2.3%で据え置き、令和6（2024）年度から2.5%、令和8（2026）年度から2.7%と段階的に引き上げることとされています。なお、国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）とされ、段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様となります。（令和6（2024）年度以降）</p>
障害者差別解消法の一部改正	<p>国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25（2013）年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障害者への合理的配慮提供に対策を取り込むことを法定義務としました。令和3（2021）年5月、同法は改正され、令和6（2024）年4月1日から施行されます。改正により、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されます。（令和6（2024）年4月施行）</p>
障害者総合支援法の一部改正	<p>障害者等の地域生活や就労の支援の強化などにより、障害者等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和4（2022）年12月に制定されました。（令和6（2024）年4月施行）</p>

◎障害福祉計画に係る基本指針の主な内容

(令和5(2023)年5月 19 日「基本的な指針の一部改正について」厚生労働省通知より)

【主なポイント】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

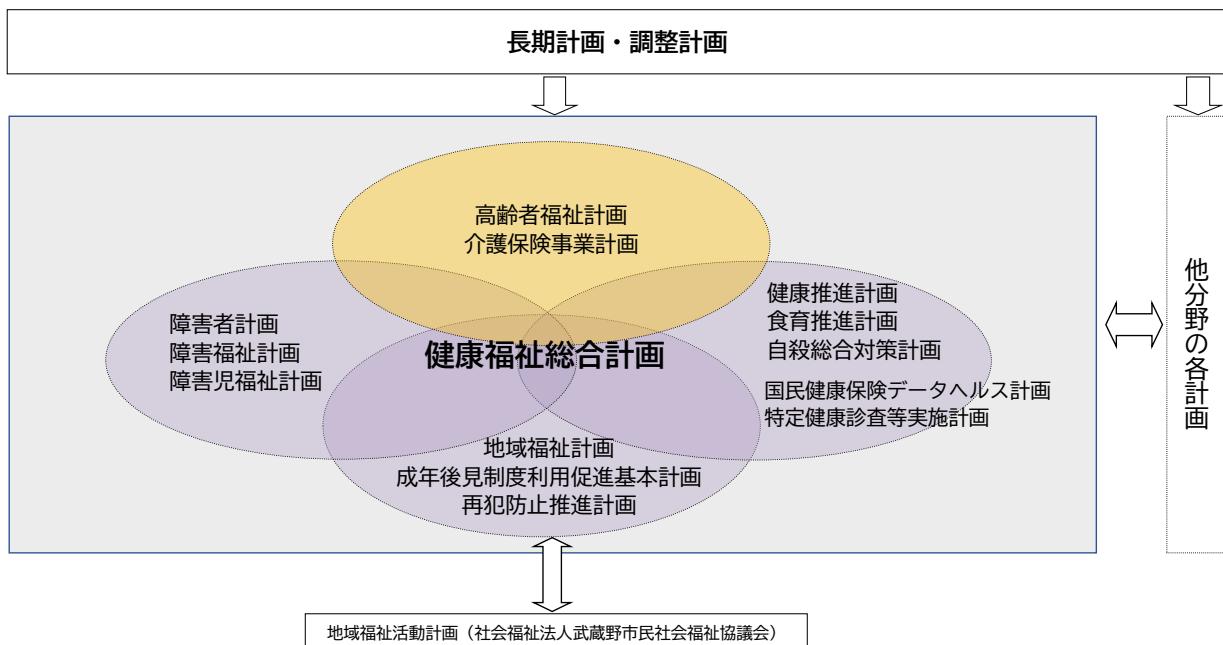
- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 計画の位置づけ

本市における行政計画の体系では、第六期長期計画が最上位に位置づけられる計画であり、長期計画の実現のために個別の分野別計画が策定されています。健康福祉分野においては、その基本となる計画として武蔵野市健康福祉総合計画があり、その中の一分野として、この計画は位置づけられています。

また、この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。

«関連計画イメージ図»



«障害分野の各計画について»

障害者計画

障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。障害者計画は市の障害者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

障害福祉計画

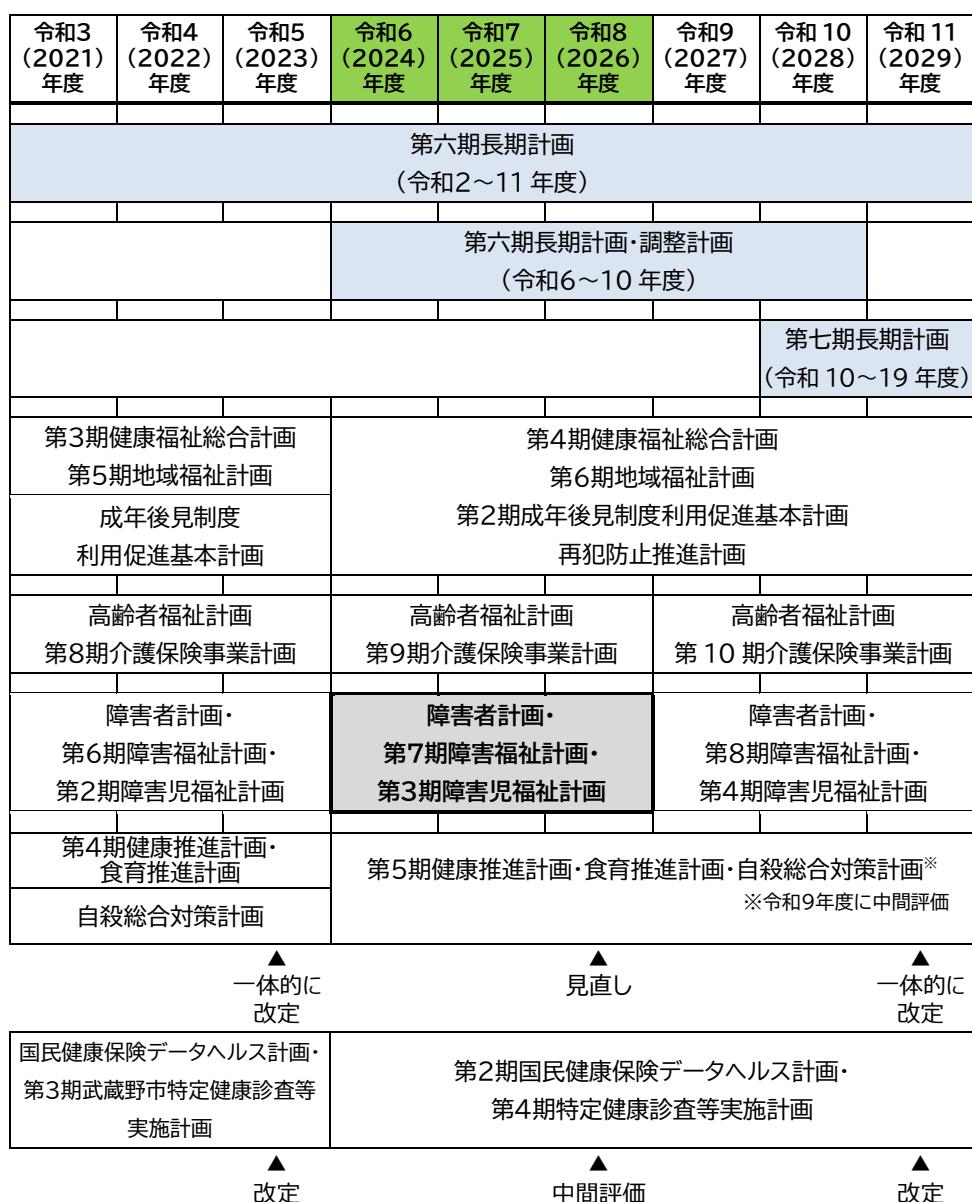
障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。

障害児福祉計画

児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定されるものです。障害児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。なお、国の障害者施策の動向や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の対象と範囲

この計画は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害その他の心身の機能の障害がある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

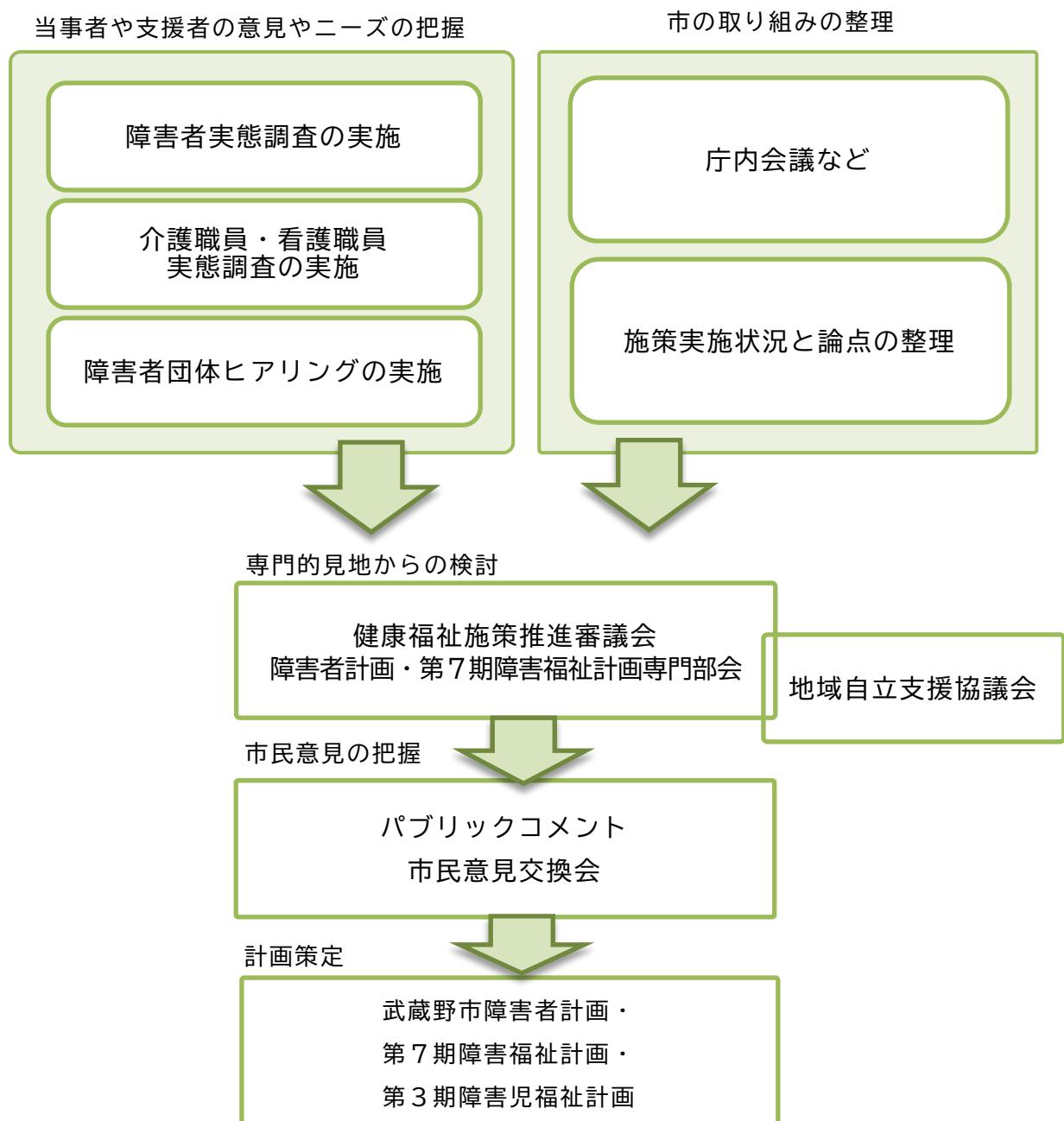
5 計画策定までの流れ

計画の策定に先立ち、障害者実態調査や介護職員・看護職員等実態調査、障害者団体ヒアリングを実施し、当事者や支援者の方の意見やニーズを把握しました。

実態調査結果や市の施策の実施状況等を基に、武蔵野市健康福祉施策推進審議会の武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会（地域自立支援協議会の委員で構成、以下「計画専門部会」という。）において、今後の取り組みの方向性や重点等が幅広く審議されてきました。

また、計画専門部会による審議の過程で、パブリックコメントや市民意見交換会を開催し、広く市民意見を反映して策定されています。

«計画策定までの流れ»

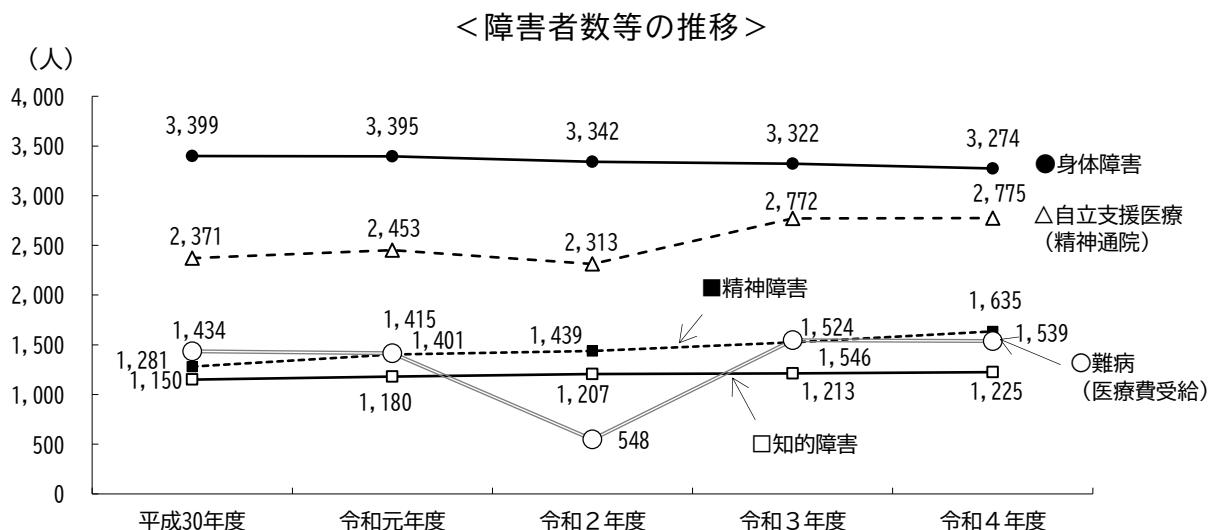


1 障害者数等の推移

(1) 人口と障害者数

市の障害者数（令和5（2023）年3月31日現在）は身体障害者が3,274人、知的障害者が1,225人、精神障害者が1,635人、難病（医療費受給）が1,539人となっています。

市の総人口に占める割合をみると、身体障害者は2.21%、知的障害者は0.83%、精神障害者は1.10%、難病（医療費受給）は1.04%となっています。また、令和4（2022）年の自立支援医療（精神通院）の受給者は2,775人となっています。平成30（2018）年度と比べると、精神障害者（28%増）の増加が顕著となっています。



区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者	3,399	3,395	3,342	3,322	3,274
総人口比 (%)	2.32%	2.31%	2.26%	2.24%	2.21%
知的障害者	1,150	1,180	1,207	1,213	1,225
総人口比 (%)	0.78%	0.80%	0.82%	0.83%	0.83%
精神障害者	1,281	1,401	1,439	1,524	1,635
総人口比 (%)	0.87%	0.95%	0.97%	1.03%	1.10%
自立支援医療（精神通院）	2,371	2,453	2,313	2,772	2,775
総人口比 (%)	1.62%	1.67%	1.57%	1.87%	1.88%
難病（医療費受給）	1,434	1,415	548	1,546	1,539
総人口比 (%)	0.98%	0.96%	0.37%	1.04%	1.04%

※自立支援医療（精神通院）を除き各年度3月31日現在、自立支援医療（精神通院）は各年9月現在

※総人口比は4月1日現在の総人口に占める割合

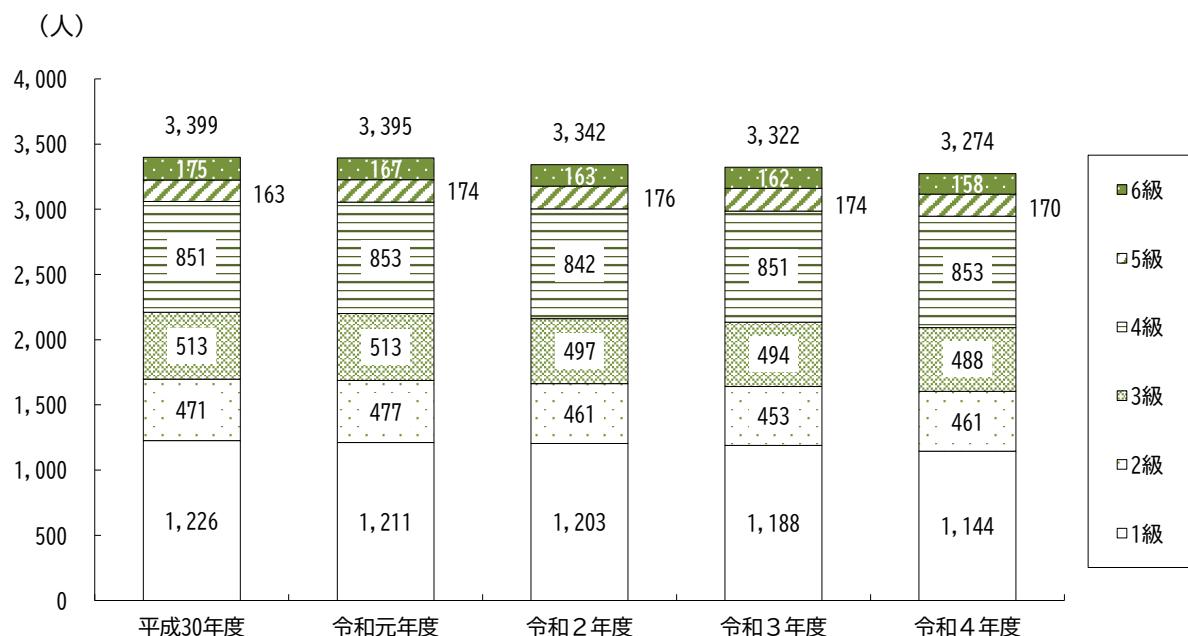
※障害者数は各手帳所持者（重複障害含む）

(2) 身体障害者数

令和5（2023）年3月31日現在における身体障害者手帳所持者の等級別の状況は、1級が1,144人（全体の34.9%）、2級が461人（同14.1%）となっており、重度の方がほぼ半数を占めています。

障害の部位でみると、肢体不自由が1,442人（全体の44.0%）と最も多く、次いで内部障害1,269人（同38.8%）、聴覚障害277人（同8.5%）、視覚障害246人（同7.5%）の順となっています。

<身体障害者手帳所持者数（障害等級別）>

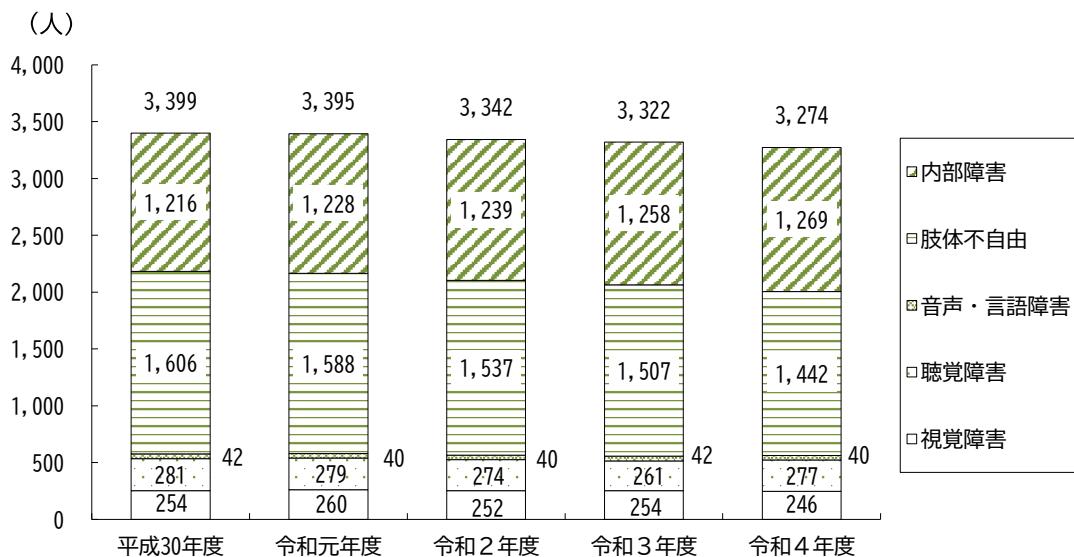


区分	上段：人 (下段：%)				
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	1,226 (36.1%)	1,211 (35.7%)	1,203 (36.0%)	1,188 (35.8%)	1,144 (34.9%)
2 級	471 (13.9%)	477 (14.1%)	461 (13.8%)	453 (13.6%)	461 (14.1%)
3 級	513 (15.1%)	513 (15.1%)	497 (14.9%)	494 (14.9%)	488 (14.9%)
4 級	851 (25.0%)	853 (25.1%)	842 (25.2%)	851 (25.6%)	853 (26.1%)
5 級	163 (4.8%)	174 (5.1%)	176 (5.3%)	174 (5.2%)	170 (5.2%)
6 級	175 (5.1%)	167 (4.9%)	163 (4.9%)	162 (4.9%)	158 (4.8%)
合計	3,399	3,395	3,342	3,322	3,274

※各年度3月31日現在

※（ ）内は手帳所持者全体に占める割合

<身体障害者手帳所持者数（障害部位別）>



区分	上段：人 (下段：%)				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
視覚障害	254 (7.5%)	260 (7.7%)	252 (7.5%)	254 (7.6%)	246 (7.5%)
聴覚障害	281 (8.3%)	279 (8.2%)	274 (8.2%)	261 (7.9%)	277 (8.5%)
音声・言語障害	42 (1.2%)	40 (1.2%)	40 (1.2%)	42 (1.3%)	40 (1.2%)
肢体不自由	1,606 (47.3%)	1,588 (46.8%)	1,537 (46.0%)	1,507 (45.4%)	1,442 (44.0%)
内部障害	1,216 (35.8%)	1,228 (36.2%)	1,239 (37.1%)	1,258 (37.9%)	1,269 (38.8%)

※各年度3月31日現在

※()内は手帳所持者全体に占める割合

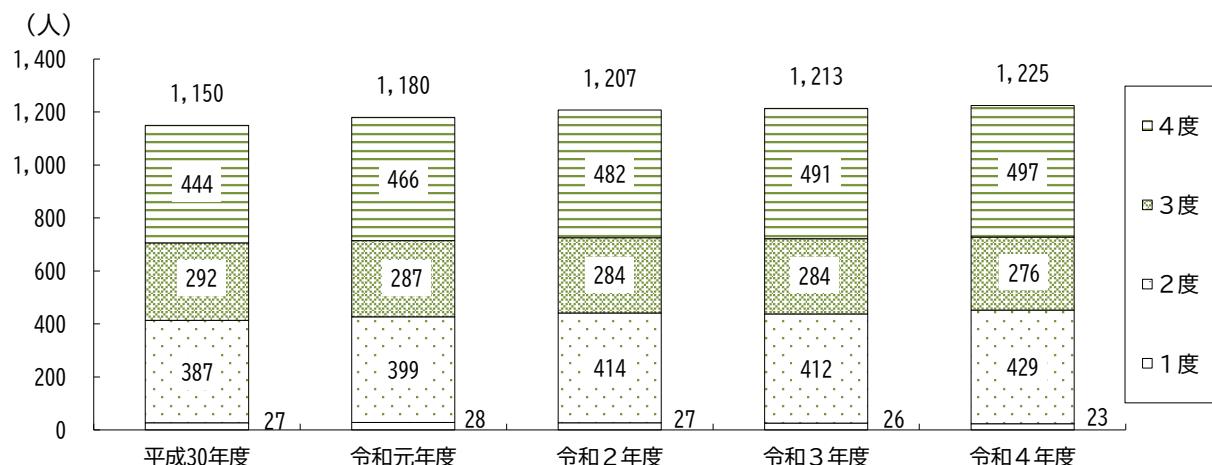
※重複障害者については主たる障害部位に含む

(3) 知的障害者数

令和5（2023）年3月31日現在における愛の手帳所持者の程度別の状況は、1度23人（全体の1.9%）、2度429人（同35.0%）、3度276人（同22.5%）、4度497人（同40.6%）となっています。

平成30（2018）年度と比較すると、4度が12%増、2度が11%増となっています。

<愛の手帳所持者数（障害程度別）>



区分	上段：人 (下段：%)				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1度	27 (2.3%)	28 (2.4%)	27 (2.2%)	26 (2.1%)	23 (1.9%)
2度	387 (33.7%)	399 (33.8%)	414 (34.3%)	412 (34.0%)	429 (35.0%)
3度	292 (25.4%)	287 (24.3%)	284 (23.5%)	284 (23.4%)	276 (22.5%)
4度	444 (38.6%)	466 (39.5%)	482 (39.9%)	491 (40.5%)	497 (40.6%)
合計	1,150	1,180	1,207	1,213	1,225

※各年度3月31日現在

※()内は手帳所持者全体に占める割合

(4) 精神障害者数

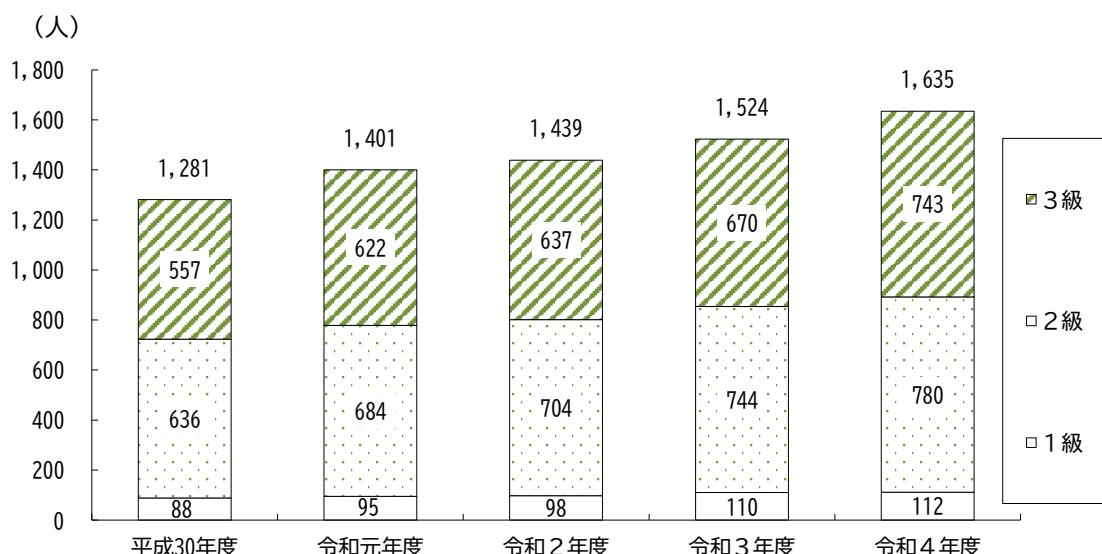
令和5（2023）年3月31日現在における精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の状況は、1級が112人（全体の6.9%）、2級が780人（同47.7%）、3級が743人（同45.4%）となっています。

平成30（2018）年度と比較すると、3級で33%増、1級で27%増、2級で23%増といずれの等級も大きく増加しています。

また、自立支援医療（精神通院）利用者でみると、令和4（2022）年は2,775人となっており手帳所持者数を大きく上回っています。

平成30（2018）年度と比較すると、17%増となっています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害等級別）>



上段：人
(下段：%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	88 (6.9%)	95 (6.8%)	98 (6.8%)	110 (7.2%)	112 (6.9%)
2級	636 (49.6%)	684 (48.8%)	704 (48.9%)	744 (48.8%)	780 (47.7%)
3級	557 (43.5%)	622 (44.4%)	637 (44.3%)	670 (44.0%)	743 (45.4%)
合計	1,281	1,401	1,439	1,524	1,635

※各年度3月31日現在

※()内は手帳所持者全体に占める割合

(人)

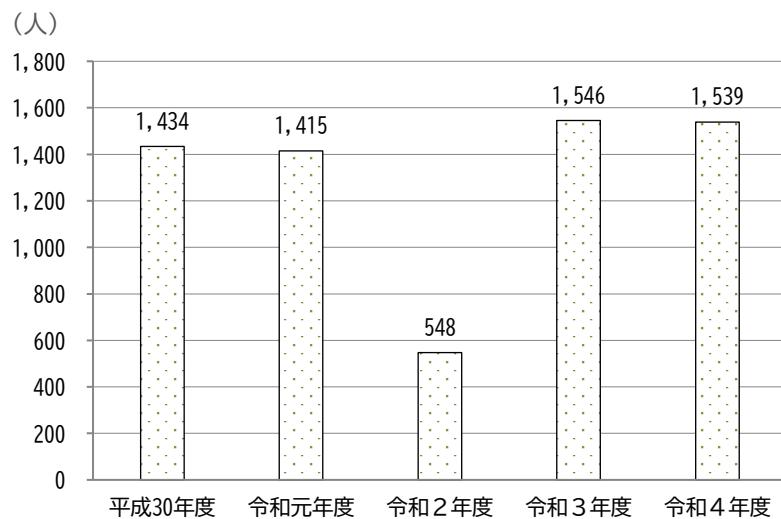
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自立支援医療（精神通院）受給者数	2,371	2,453	2,313	2,772	2,775

※各年9月現在

(5) 難病（特定疾患）者数

令和5（2023）年3月31日現在における難病等医療費の受給者数は1,539人となっています。

<難病等医療費の受給者数>



	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
医療費受給者数	1,434	1,415	548	1,546	1,539

※各年度3月31日現在

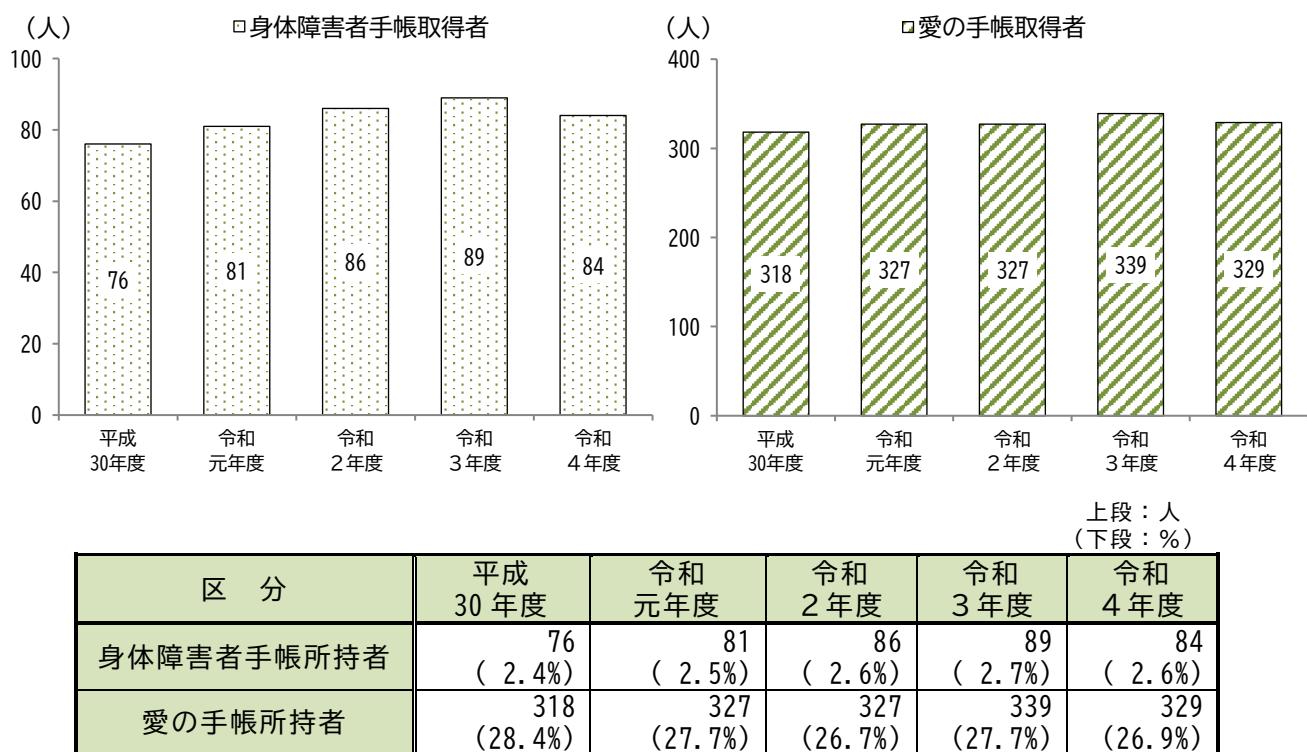
※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、有効期限の満了日を1年間延長する省令改正あり

(6) 障害児数

令和5（2023）年3月31日現在における18歳未満の身体障害者手帳取得者は84人（身体障害者手帳所持者全体の2.6%）、愛の手帳取得者は329人（愛の手帳所持者全体の26.9%）となっています。

平成30（2018）年度と比較すると、身体障害者手帳取得者は11%増加、愛の手帳取得者は3%増加となっています。

<18歳未満の身体障害者及び知的障害者の手帳取得者数の推移>



※各年度3月31日現在

※（ ）内は各手帳所持者全体に占める割合

2 前計画期間中の取組み状況

(1) 施策の取組み状況

前計画期間中（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）においては、以下の施策に重点的に取り組んできました。

前計画の取組み①

「新型コロナウイルス感染症対策」に関する取組み

令和2年1月の国内における新型コロナウイルス感染症の感染確認から今に至るまで、障害者やその家族、障害福祉サービス事業所や働く職員の安全を守り、必要なサービスが継続されるように様々な取り組みを行いました。

- ワクチン接種に関する正確な情報や各種サービスの取り扱い変更等の情報が適切に伝わるように、市報やホームページ、障害のある方にむけた広報紙「つながり」「こころのつながり」等をとおして広報しました。また、聴覚障害のある方に向けたワクチン接種に関する手話動画を作成する等、新型コロナウイルス感染症に関する情報保障についても対応を図りました。
- 地域生活支援事業の臨時的な取り扱い（移動支援事業における事業所支援、日中一時支援事業における代替サービスの支援）、市民こころの健康相談室の拡充、感染状況に配慮しながらオンライン対応をして各種事業を実施する等、コロナ禍においても市民にとって必要なサービスの提供に努めました。
- 障害福祉サービス事業所等に対して感染対策に関する呼びかけを行うとともに、新型コロナウイルス感染症に関連した国等のサービス提供に関する臨時的な取り扱いについて情報連携を図ることで、必要な障害福祉サービスが継続して提供されました。
- 感染防止に資するマスク・消毒液等の物品提供、障害者支援施設におけるPCR検査等費用の助成、「武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金事業」や「武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対策支援金支給事業」などによる支援金の給付をとおして、コロナ禍における障害福祉サービス事業所の運営支援を行いました。
- 地域自立支援協議会の活動では、「コロナ対応部会」においてコロナ禍における支援状況の実態把握と、ウィズコロナの観点から参考になる事例を集約し、事業所にて活用できる事例集を取りまとめました。

前計画の取組み②

「相談支援体制の強化」に関する取組み

福祉総合相談窓口を設置し、全市的に重層的な相談支援体制の構築に向けて取り組みました。また、障害分野以外の関係者とも連携を図りつつ、障害特性に応じた相談機関のネットワーク強化や相談支援専門員のスキルアップ等を図りました。

- 重層的な相談支援体制の構築のため、令和3（2021）年4月に生活福祉課に新たに福祉総合相談窓口を設置し、「8050問題」等の多様かつ複合的な課題を抱える市民からの相談窓口を明確化し、個々の相談に対し分野横断的に関係各課と連携しながら、課題の解決に向けて包括的・継続的支援を行う体制を整備しました。
- 健康福祉実務担当者調整委員会、総合支援調整会議等を通して分野横断的な連携を強化する体制を整えました。
- 基幹相談支援センターと地域活動支援センターが、定例的に連絡会を開催し、地域課題の共有やそれぞれの役割等を確認するとともに、相互に連携することで重複障害のある方への適切な支援を行いました。
- 困難事例検討会の開催のほか、相談支援専門員の初任者研修、現任研修の助言者を通して、相談支援専門員の人材確保、スキルアップに取り組みました。また、相談支援専門員だけでは課題解決が難しい事例に対して、基幹相談支援センター職員が連携した支援を行いました。
- 難病患者の方に対しては、多摩府中保健所や東京都多摩難病相談・支援室と情報共有を密に行うとともに、各関係機関と連携して相談対応を行いました。
- 高次脳機能障害や精神障害等の障害特性に応じた地域の関係機関連絡会を開催し、連携強化やスキルアップに取り組みました。
- 障害者福祉センターでは、継続して視覚障害、高次脳機能障害、リハビリ相談等の専門相談を実施しました。

《相談件数》

«基幹相談支援センター»

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実人数	障害者	1,407	1,220	1,280	1,594	1,405
	障害児	264	215	234	169	185
計	1,671	1,435	1,514	1,763	1,590	
延べ件数	3,160	3,052	3,248	5,310	6,454	

«地域活動支援センター»

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
地域生活支援センターびーと	12,804 (258)	12,716 (166)	13,007 (30)	16,772 (7)	19,533 (6)
ライフサポート MEW	5,509 (351)	6,222 (921)	5,883 (779)	3,691 (192)	2,026 (272)
地域活動支援センターコット	3,609 (0)	5,067 (0)	6,058 (0)	7,130 (0)	5,944 (0)

() 内はピアカウンセリング(再掲)

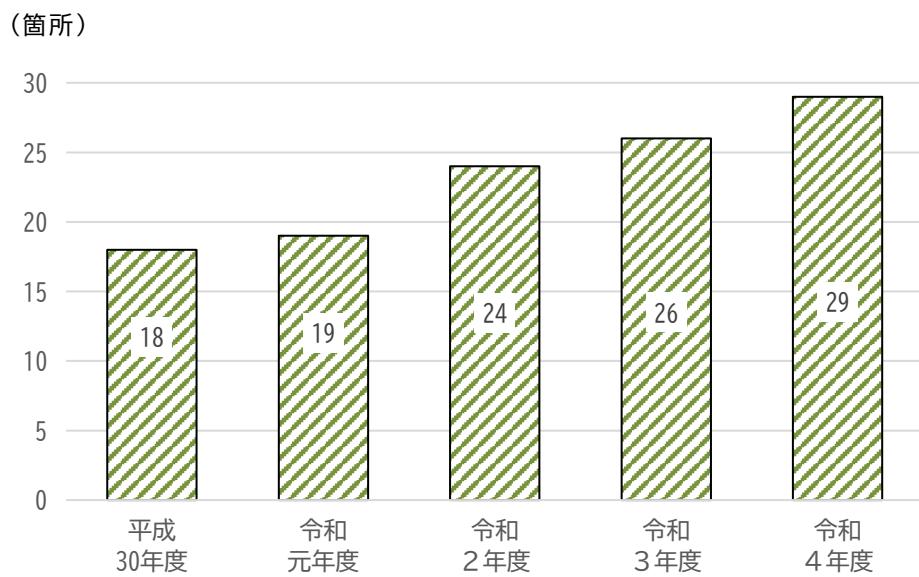
前計画の取組み③

「地域生活支援の充実」に関する取組み

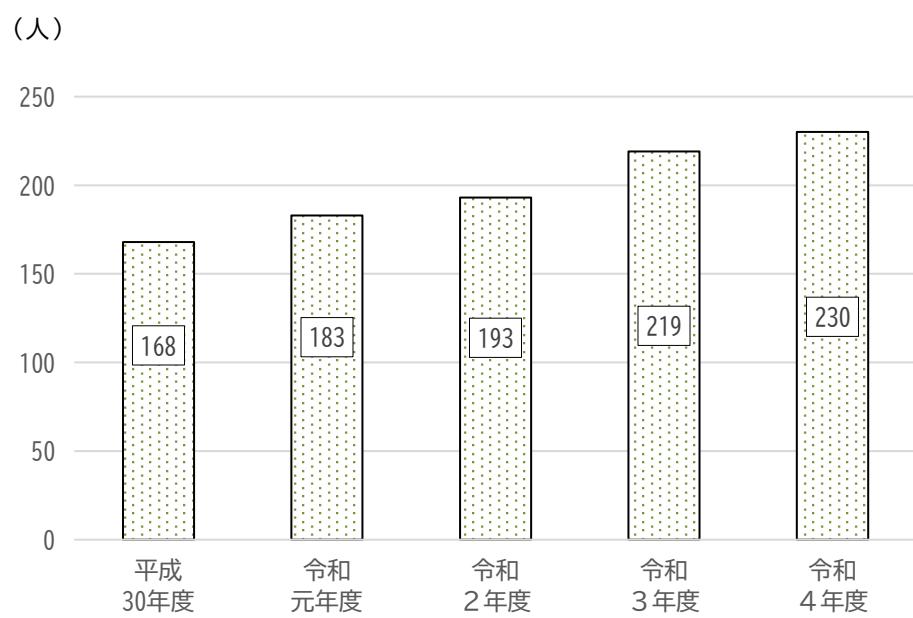
住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心した生活を続けられるように、地域生活支援拠点等事業の整備や、地域移行に向けた取り組みを行いました。地域での生活を支援する施設として、グループホーム、生活介護事業所、放課後等デイサービス施設の開設に向けた事業所支援等を実施しました。

- 地域自立支援協議会の「地域生活支援拠点部会」において、事例検討等を通じ地域生活支援拠点等などの整備に関する課題整理を行いました。地域自立支援協議会の提言を踏まえ、令和5（2023）年度から障害者地域生活支援ステーションわくらす武蔵野に拠点コーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等事業に取り組んでいます。
- 地域自立支援協議会の「地域移行部会」において、精神科長期入院患者の実態把握のために、精神科病床のある病院へのアンケート実施・近隣病院へのヒアリング・意見交換等を行い、課題整理を進めました。
- 令和4（2022）年に精神障害のある方に対応した滞在型のグループホームが市内に2か所開設され、うち1か所では市単独ショートステイ事業を開始しました。
- 市内においても知的・精神障害のある方を対象としたグループホームが開設整備されています。計画期間中に5施設が開設し、令和4年度末時点で29施設となっています。
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進するため、令和4（2022）年12月に市や関係団体等が連携し必要な措置について協議・検討する「武蔵野市あんしん住まい推進協議会」を設置しました。
- 令和3（2021）年度に就労継続支援B型事業所が2か所、令和5（2023）年度に生活介護事業所が1か所、市内に新たに開設されました。
- 福祉人材の確保に向け「介護職・看護職Reスタート支援金事業」を実施し人材確保についての対応を図ったほか、様々な形での研修実施や連携を図ることで福祉人材が働きやすい環境の整備に努めました。
- 総合防災訓練では、聴覚障害団体に参加していただき、在宅避難や避難所運営に関する情報についての確認を行いました。また在宅人工呼吸器使用者等への災害時個別支援計画の作成について、訪問看護ステーションと連携して取り組みました。
- 築後40年以上が経過している障害者福祉センターについては「武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会」を設置して、今後のセンター業務のあり方等について検討を行い、建替えを行う方針を決定しました。建替えに向けて利用者・サービス提供者・近隣住民等の意見を踏まえつつ基本計画を策定したほか、設計作業などを進めました。

<市内グループホーム数の推移>



<グループホーム利用者数の推移>



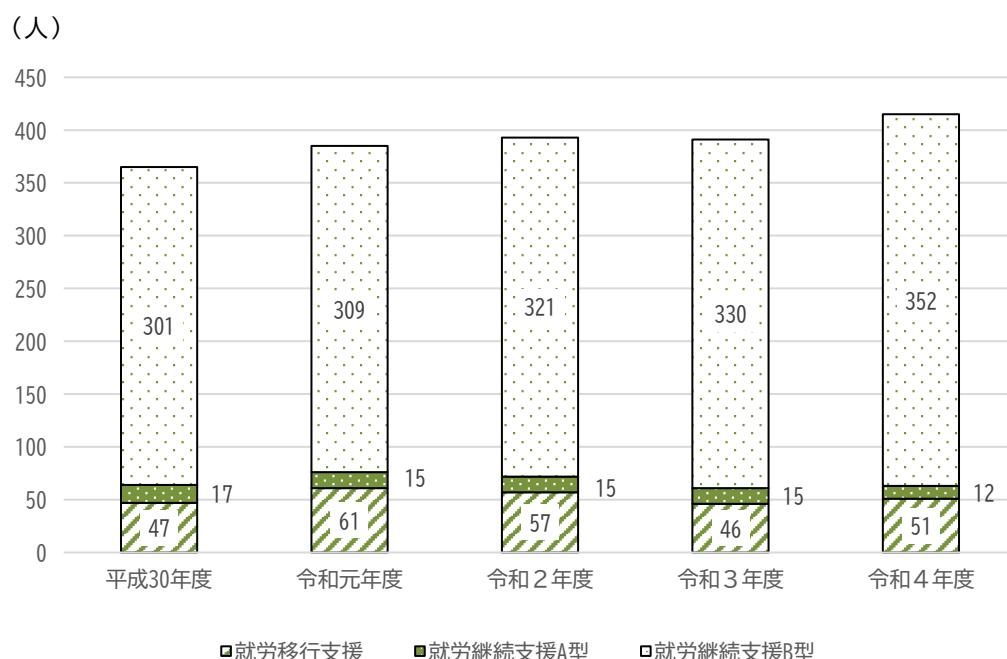
前計画の取組み④

「社会参加の充実」に関する取組み

障害のある方の社会参加の充実に向けて、障害特性に応じた就労支援や、文化・スポーツ活動をはじめとした余暇活動や居場所の充実に取り組みました。

- 障害者就労支援センターあいるでは、就労を希望している又は企業等に在職している障害のある方などを対象に、就労支援と生活支援を行いました。また、企業に対しても、障害者雇用に関する制度周知や障害者雇用に対する不安解消、技術的助言等の支援を行いました。
- 障害のある方が就労に向けた実習を行えるよう、市役所庁舎内各部署で障害特性に配慮した受け入れを行いました。
- 障害者福祉センターにおいて、各種講習会やさまざまな余暇活動の場の提供を行いました。また地域活動支援センターでも障害のある方の創作活動や交流の場の提供等の事業を実施しました。
- 市内在住者が多く利用する日中一時支援事業所への開設準備金や家賃の補助等を行うことにより、多様なプログラムを持つ日中一時支援事業所の運営を支援しました。
- 総合体育館において、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団が、障害のある方に向けたスポーツ教室を開催し、社会参加の促進を図りました。

<就労移行支援等の状況>



前計画の取組み⑤

「障害児支援体制の充実」に関する取組み

児童発達支援センターみどりのこども館を中心として、障害児の地域療育支援体制の充実を図りました。

武蔵野市放課後等デイサービスパレットでは、肢体不自由児等を対象に安定的に療育を提供しました。

- 令和2（2020）年度に児童発達支援センター化した「みどりのこども館」では、地域における障害児支援の中核的役割を担う施設として、地域全体の障害児療育支援体制の強化に努めました。
- 子育て世代包括支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターの連絡会を開催し、それぞれが円滑に連携していくための意見交換等を行いました。
- 保健センターの増築及び複合施設整備の計画を策定する中で、子どもと子育て家庭への妊娠期から切れ目のない包括的な支援について議論し、障害児支援体制のあり方についての検討に着手しました。
- 放課後等デイサービスパレットで、肢体不自由児や医療的ケア児に継続して療育を提供しました。また、併設したハビットサテライトオフィスを活用し、児童発達支援センターみどりのこども館と連携して相談体制を強化しました。
- 市内の放課後等デイサービス事業所の数が増加してきていることから、市内の事業所における支援の質的向上を図るため、事業所連絡会を開催しました。
- 発達に課題のある乳幼児の相談に対応するため、保育士を対象として、子どもの発達と支援についての研修を実施しました。
- ペアレントメンターによるグループ相談会を隔月で開催しました。令和3（2021）年度から子育てひろばでもペアレントメンターと話せるイベントを開催し、ペアレントメンターと相談できる機会の拡充を図りました。
- 令和5（2023）年度に医療的ケア児コーディネーターを健康課に設置し、医療的ケアが必要な方への支援体制の強化を図りました。

前計画の取組み⑥

「障害者差別解消に向けた取組みの推進」に関する取組み

武蔵野市が第六期長期計画の重点施策に掲げる武蔵野市ならではの地域共生社会の推進を目指し、障害者差別の解消や心のバリアフリー啓発事業、情報保障の充実、虐待防止の推進など、障害のある方への理解を深め権利を守る取り組みを行いました。

- 障害者差別解消法に関する理解を深めるため、障害者差別解消法の成立にも携わった講師を招き、市民・事業者向けの講演会を開催しました。また、講演会の内容を動画配信し、障害者差別解消や心のバリアフリーの理念について啓発しました。
- 障害者差別解消支援地域協議会において、関係機関に対し障害者差別解消法や合理的配慮についての情報提供を行いました。
- 地域自立支援協議会の差別解消部会では、市内にあるバス運行事業者へのアンケートを実施し、運転手に向けて障害のある方への理解を深めるメッセージを配布する等の取り組みを実施しました。
- 手話通訳者派遣事業の実施、市主催事業における手話通訳者の配置、市窓口における手話ガイドの設置、市報のデイジー版提供や市ホームページのバリアフリー対応等、障害のある方に対する情報保障について幅広い取り組みを行いました。
- 障害のある方の権利擁護や成年後見制度の普及促進を図るために、(公財)武蔵野市福祉公社やNPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネットと連携し各種啓発事業を実施しました。
- 増加する障害者虐待通報等に対応するため、24時間365日の通報対応を実施しました。また、虐待通報受理後の対応において、他部署やサービス提供事業者、関係者と連携することで、更なる虐待の防止やより良い支援体制の構築等に努めました。
- 心のバリアフリーハンドブックの改訂を行い、心のバリアフリーに関する出前講座等の各種事業で活用しました。

<心のバリアフリー啓発事業>

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施団体数	7	8	5	6	7
延べ人数	1,106	1,079	603	1,168	776

(2) 障害福祉サービスの実施状況

第6期障害福祉サービスの実施状況は以下の通りです。

①指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

（1か月あたり）

サービス種別	単位	実績値			計画値		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度 (見込み)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間数	13,788	14,834	15,387	14,838	15,476	16,142
	人数	301	284	290	368	392	418
生活介護	人数	384	386	392	401	411	422
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	人数	33	25	25	26	26	26
就労移行支援	人数	46	51	46	69	73	80
就労継続支援（A型）	人数	15	12	12	17	17	19
就労継続支援（B型）	人数	330	352	354	321	327	380
就労定着支援	人数	25	31	36	29	32	35
療養介護	人数	20	17	17	23	23	23
短期入所（ショートステイ）	日数	311	314	208	429	429	429
短期入所（ショートステイ）【市制度】	日数	13	15	15	154	154	154
自立生活援助	人数	1	3	4	2	2	2
共同生活援助（グループホーム）	人数	219	230	234	227	238	250
施設入所支援	人数	160	157	161	163	163	163
計画相談支援	人数	87	88	88	105	108	113
地域移行支援（精神科病院長期入院者）	人数	2	5	2	15	16	16
地域移行支援（福祉施設入所者）	人数	0	0	0	3	3	4
地域定着支援	人数	10	4	2	10	10	10
児童発達支援	人数	213	247	230	298	330	366
放課後等デイサービス	人数	373	410	427	391	416	442
医療型児童発達支援	人数	2	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人数	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人数	49	55	36	59	64	70

② 地域生活支援事業

(1か月あたり)

サービス種別		単位	実績値			計画値			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3	
	基幹相談支援センター	有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	相談支援機能強化事業	有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
②成年後見制度利用支援事業		有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
③意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業（週4日）	人数	1	1	1	1	1	1	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人数	23	21	22	32	32	32	
④日常生活用具給付等事業（年間）	介護・訓練支援用具	給付件数	6	4	5	6	6	6	
	自立生活支援用具	給付件数	8	12	10	20	20	20	
	在宅療養等支援用具	給付件数	17	13	15	17	17	17	
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	16	23	15	29	29	29	
	排泄管理支援用具	給付件数	2,653	2,622	2,638	2,797	2,870	2,945	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	1	4	3	10	10	10	
⑤移動支援事業		人数	188	225	237	288	288	288	
		時間数	1,929	2,302	2,399	3,343	3,343	3,343	
⑥地域活動支援センター		箇所	3	3	3	3	3	3	
⑦訪問入浴サービス		人数	10	10	10	11	11	11	
⑧緊急通報設備の設置		人数	1	1	1	1	1	1	
⑨日中一時支援事業		人数	106	126	120	160	160	160	
⑩障害者探索サービス		人数	76	75	75	87	87	87	
⑪身体障害者食事サービス		件数	8	8	8	20	20	20	
⑫自動車運転免許取得費・改造費助成（年間）		件数	2	2	2	2	2	2	

3 取り組むべき主な課題

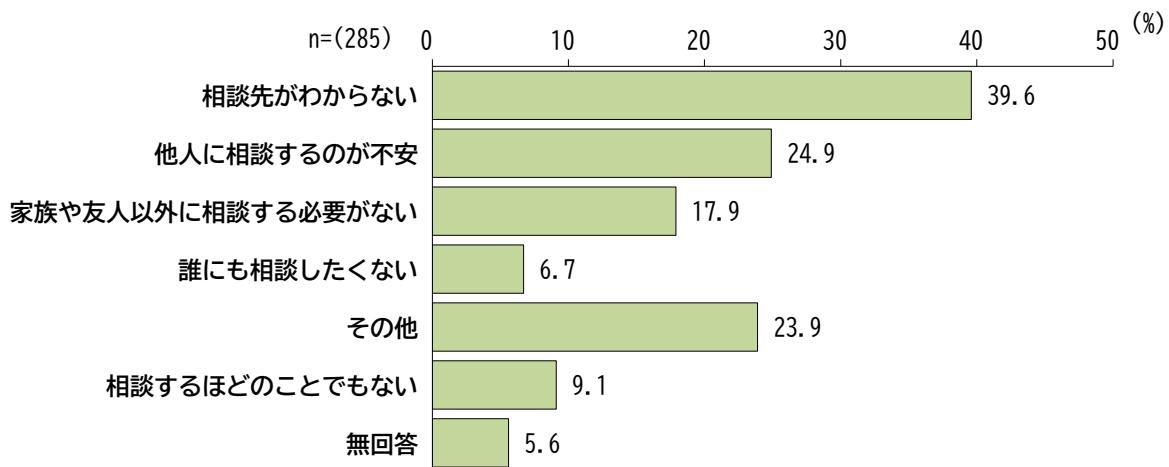
これまでの取り組みが一定の成果を上げている一方、次のような残された課題や新たに取り組むべき課題も浮かび上がっています。

(1) 相談支援体制について

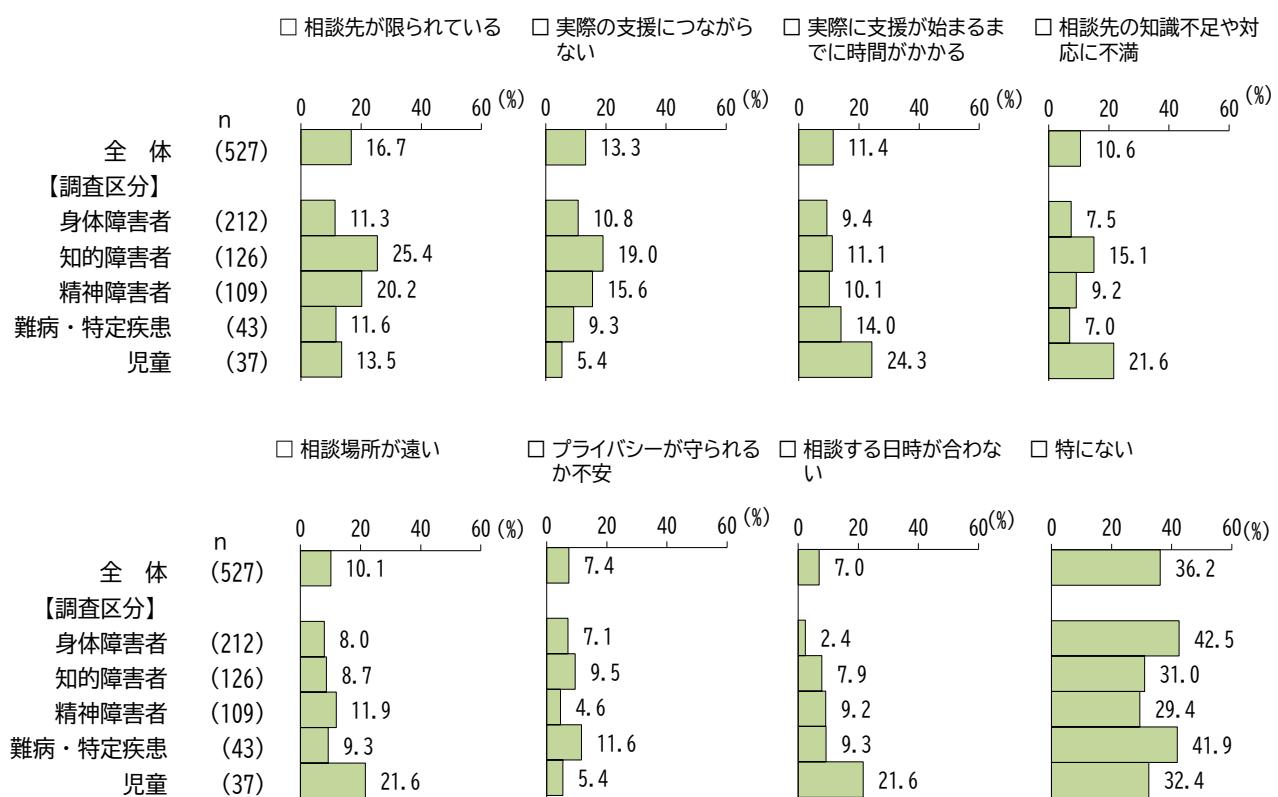
- ・発達障害や高次脳機能障害、医療的ケア、難病等の専門性が求められる相談に加え、ひきこもりや様々な課題が複合的に発生する相談も年々増えており、障害福祉分野だけでは課題解決が難しい状況も増えてきています。相談を受ける体制の強化と、相談支援における専門的なスキルが求められています。
- ・このため、福祉総合相談窓口をはじめとした障害分野以外の関係機関とも分野横断的な連携をより強化していく必要があります。また、障害分野においても、関係機関の役割を再確認しつつ、各機関がその専門機能を十分に発揮できるよう取り組みや支援を強化していくことと、各機関の専門機能について広く周知することが必要です。
- ・基幹相談支援センターは、障害福祉サービス事業所への後方支援やスーパーバイズ（専門相談）機能を担うため、今後も専門職の配置を行いつつ、職員のスキル向上を図る必要があります。事業所の人材育成やネットワーク構築の取り組みに、より注力していく体制を整えることが重要です。
- ・地域活動支援センターは、障害のある方の日常生活に関する一般的な相談支援に留まらず、必要なサービス等へつなぐ役割や障害福祉サービスの利用に繋がっていない方への対応も求められています。障害者福祉センターは視覚障害、高次脳機能障害、中途障害等、主に身体障害などの専門相談支援を今後も行うため、専門性をもった相談員の確保や分野横断的な関係機関との連携強化も必要です。
- ・相談支援事業所は、障害のある方の意向に沿い、自立した生活を実現させるため、障害福祉サービス利用のための支援を行います。相談支援の質の向上につなげるため、他の相談支援専門員などからの助言等や事例検討・報告を行う場を拡充して、相談支援専門員同士のネットワーク強化や研修の充実に取り組む必要があります。
- ・精神保健福祉法が改正され、令和6（2024）年4月から精神保健に課題を抱えた方も新たに相談支援の対象となります。また、治療が必要であるにも関わらず医療に繋がっていない方等、自ら困りごとを相談できない方を対象とするアウトリーチ型の支援が必要です。

- ・実態調査の結果では、相談相手がいない理由として「相談先が分からぬ」と回答した方が多く、各相談機関の役割や、相談先の周知が十分ではないことが読み取れます。

<相談相手がいない理由>



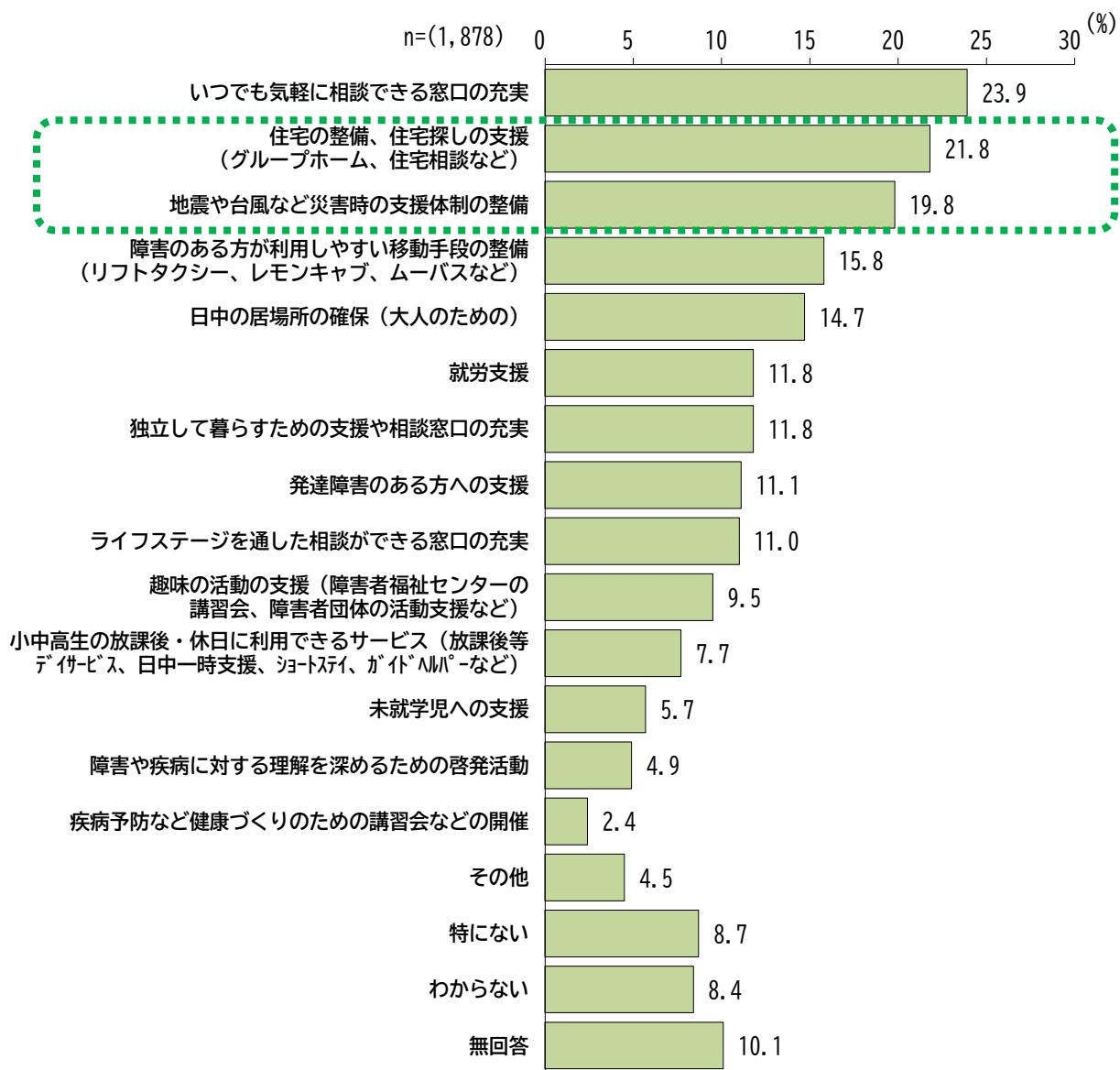
<相談する際の不便（上位7項目）>



(2) 地域生活支援について

- ・地域生活支援拠点等事業については、地域の複数の事業者や機関が連携して支援体制を構築する面的整備の考え方のもとで、市や拠点コーディネーターを軸とした連携体制を構築し、地域全体で障害のある方等を支えるという体制を整える必要があります。
- ・実態調査では、どの障害区分においても「住宅の整備・住宅探し」に関するニーズが依然として高いことが伺えます。住み慣れた地域で生活が継続できるように住まいに関する分野でも取り組みを行っていく必要があります。
- ・住み慣れた地域での生活を支えるため、障害特性にあった通所先を確保する必要があります。特に、医療的ケアの必要な方、強度行動障害のある方、車椅子使用されている方等を受け入れることが出来る通所先が限られている実情があります。
- ・国全体で労働者不足が指摘されており、障害福祉分野のみならず福祉分野全般において、人材の確保、特に専門性のある人材を確保することが難しい状況にあります。
- ・当事者団体、支援者団体へのヒアリングをおいて、団体活動の活性化や担い手の不足が課題となっていることが明らかになり、団体活動への支援も求められています。
- ・実態調査の結果では、充実すべき障害者福祉施策として「災害時の支援体制」が全体で第3位となっています。あらゆる障害種別の方が災害時の支援や情報提供について不安を感じており、対応が求められています。

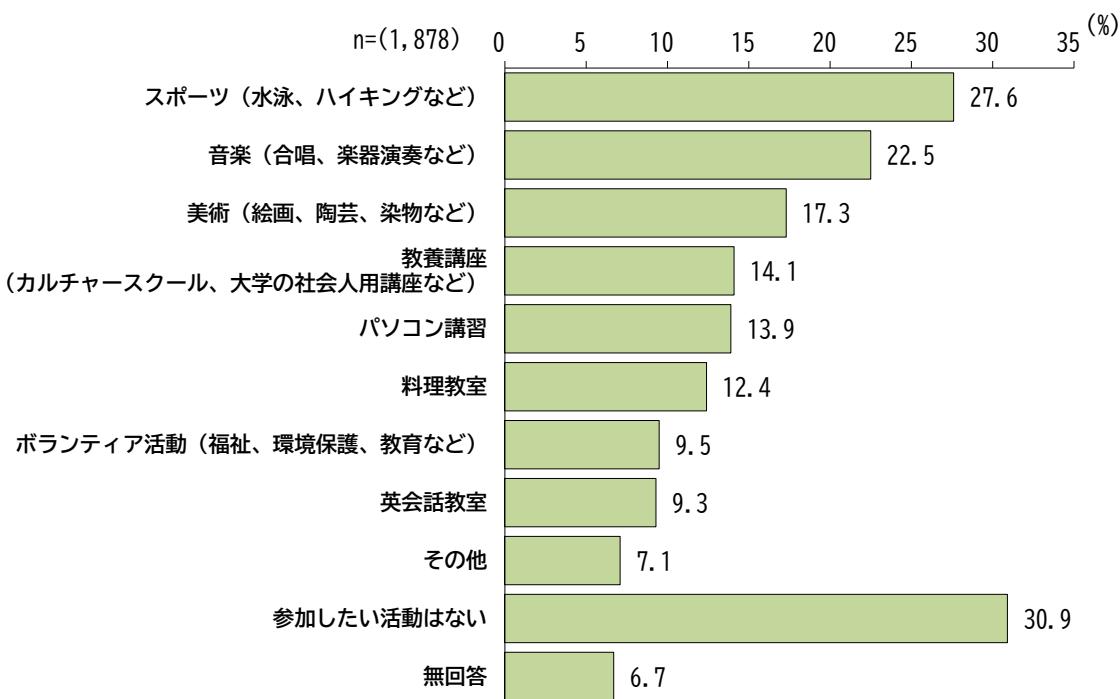
<充実すべき障害者福祉施策>



(3) 社会参加について

- ・国の「第5次障害者基本計画」では、基本理念として「障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」と定められています。この基本理念に関連して、武藏野市における地域共生社会の実現に向けた対応が求められています。
- ・実態調査の結果からは、精神障害のある方の就労意向は他の障害種別に比べ高いものの、健康状態や体力、障害特性に合う仕事があるか、職場の人間関係等の心配を抱えている人の割合が高いことが伺えます。障害の特性に応じた形での就労支援が求められています。
- ・法定雇用率の上昇、短時間雇用での実雇用率への算定、就労アセスメントの手法を活用した就労支援等、障害者雇用促進法の改正に対応するとともに、各関係機関や市関係課と連携した分野横断的な就労支援等について検討する必要があります。
- ・移動支援や日中一時支援については、特に通所後の時間帯や週末においてニーズが高いものの、利用希望の時間帯が重なることが多く、また事業所における支援員の人数には限りがあるため、希望する時間に利用することが難しい現状があります。
- ・文化・スポーツ活動に関する環境の充実について、他分野との連携した取り組みが求められています。

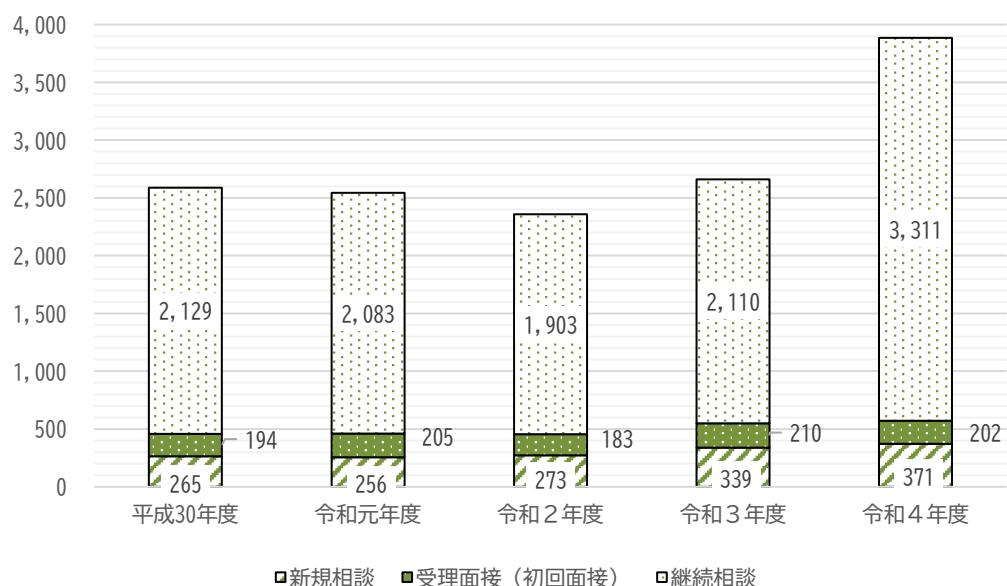
< 参加したい活動（現在参加中も含む） >



(4) 障害児支援体制について

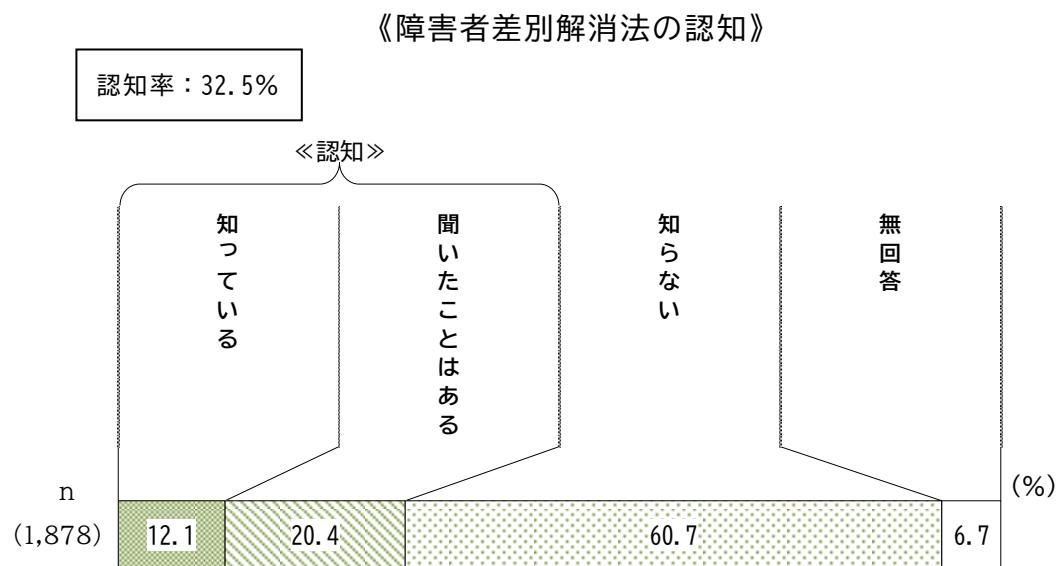
- ・みどりのこども館のほか桜堤ケアハウス内にハビットサテライトオフィスを設置し、地域療育支援体制の充実を図ってきましたが、今後は、保健センター増築・複合施設整備に合わせて、母子保健分野や教育分野との更なる連携による妊娠期から切れ目ない相談支援体制を構築するとともに、療育に関する相談体制や役割分担について、整理検討する必要があります。
- ・児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業については、事業所の開設準備補助金や家賃助成等を継続して実施するともに、事業所間の情報交換や連携により、サービスの質の向上を目指していく必要があります。
- ・子どもの発達に不安を感じる保護者の不安解消を図り、適切な相談支援を行うため、ペアレントメンターを活用した相談会等を引き続き行う必要があります。
- ・令和5（2023）年度に健康課に配置した医療的ケア児コーディネーターと、障害児相談支援事業所や障害児通所支援施設等の連携体制を整備する必要があります。

<相談部ハビットの相談件数の推移>



(5) 障害者差別解消に向けた取組みについて

- ・地域共生社会の実現に向けて、障害者差別解消や心のバリアフリー事業の推進に向けた取り組みを進展させ、より一層の周知啓発を図る必要があります。
- ・障害者差別解消法の一部改正（事業者による合理的配慮※の提供義務化）を受けた対応が事業者には求められています。行政機関だけでなく市内の各事業者に対しても、法についての正確な知識や合理的配慮に向けた対話の必要性について、周知啓発をしていく必要があります。
- ・実態調査では、障害者差別解消法については「知らない」の回答が 60.7%となつており、当事者・家族であっても法への認知度が低い状態が続いています。障害者差別解消法や合理的配慮の提供について、当事者・家族の知識が不十分である事で、当事者・家族が不利益を被ることが無いように、当事者・家族に向けての啓発等もより一層行う必要があります。
- ・虐待通報が増加傾向にあることから、障害者虐待の早期発見や防止に向けた取り組みを引き続き推進していく必要があります。
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念に基づき、今まで実施してきた情報保障の充実に向けて、市全体で取り組んでいく事が求められています。



※合理的配慮とは？

障害のある方から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行う必要があります。

1 基本理念・基本目標・基本的視点

第六期長期計画・調整計画及び第4期健康福祉総合計画では「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を掲げ、障害の有無に関わらず全ての人が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを目指しています。このような基本理念や障害の社会モデルの考えを取り入れた基本目標を定めるとともに、基本的視点として次の4点を掲げます。

基本目標

障害のあるすべての人が
住み慣れた地域社会の中で
生涯を通じて安心して
自分らしい生活を送るために

基本的視点

- 1 障害のあるすべての人が自らの選択に基づく生活スタイルを確保し、地域で安心して暮らし続けることができるよう相談支援体制を充実させます。
- 2 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域全体で障害のある方を支える仕組みづくりを進めます。
- 3 ライフステージに応じた地域生活の選択が可能となるよう環境の整備を進めます。
- 4 広く市民の中で障害が正しく理解され、差別や権利侵害のないまちづくりを推進していきます。

2 基本施策

武蔵野市第六期長期計画及び第六期長期計画・調整計画で定められた方針に基づき、次の6つの基本施策を計画的に推進します。

基本施策1

まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

心のバリアフリー啓発事業や障害者差別解消に向けた取り組みなど、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

基本施策2

生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

障害の重度化・高齢化による在宅での医療ニーズの需要増加や精神障害者の地域移行、地域定着の支援に対応するため、在宅医療・介護連携事業の推進を図ります。

基本施策3

安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

「8050問題」などの複合的な課題を解決するため、保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携を推進し、包括的な相談支援のネットワークを強化します。

基本施策4

福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保と育成・質の向上を図るために、武蔵野市地域包括ケア人材育成センターと連携した取り組みを推進します。

基本施策5

新しい福祉サービスの整備

複合的なニーズや地域共生社会に対応した、多世代型の新たなサービス提供及び施設整備を推進します。

基本施策6

子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

子どもの発達や成長段階に応じた適切な支援を推進するため、関係機関と連携を図りながら子どもと子育て家庭を包括的に支援します。

3 重点的な取組み

計画期間における重点的な取り組みとして、以下5項目を設定し推進します。

重点1 相談支援体制の充実

**武蔵野市は、
個々の障害特性に応じ
た支援を受けることが
できるよう包括的な相
談支援体制を構築し、
医療・福祉等の必要な
サービスを受けられる
ように環境を整えるこ
とで、障害のある方の
自立した生活を支えま
す。**

【主な関連事業】

- ・包括的な相談体制の機能強化と各機関の役割の明確化
- ・相談支援事業所への支援
- ・精神保健に関する相談体制の整備
- ・分かりやすい相談窓口の周知

■これまで、市直営の基幹相談支援センターの設置、地域活動支援センターへの相談支援事業の委託等、本市では、相談支援体制の強化を進めてきました。一方、障害者総合支援法における対象範囲の拡大に伴い、発達障害や高次脳機能障害、医療的ケア、難病等の専門性が求められる相談が増えたほか、全体としても相談件数が大きく増えています。

そのような状況の中、基幹相談支援センターは、市民向けの総合相談、事業所向けの専門相談を行うとともに、市としては福祉サービスの支給条件等に関する相談支援を、地域活動支援センターは、広く市民からの相談支援を、相談支援事業所は障害福祉サービスの利用に関する相談支援を行うという、役割を分担してきました。また、障害者福祉センター内にあるほくとによる相談支援事業や、障害者就労支援センターあるいはによる就労支援事業も市の相談支援体制には欠かせないものとなっています。

■「8050問題」にみられる様々な課題が複合的に発生する相談や、本人、家族に相談の意向がない中で支援が必要な世帯も近年増えており、障害福祉分野だけでは課題解決が難しい状況です。このように複雑化・複合化した支援ニーズに対し、適切な相談対応ができる福祉人材の確保、育成が課題となっています。

府内における分野横断的な対応の仕組みづくりと多職種連携の推進について検討を行い、包括的な相談支援のネットワークの強化を図るため、令和3（2022）年度から生活福祉課に設置された福祉総合相談窓口との連携のもと、重層的な支援体制の強化に努めています。

- 基幹相談支援センターは、どこに相談したらよいか分からない障害のある方等に対する総合相談窓口であるとともに、事業所への後方支援やスーパーバイズ（専門相談）機能の役割が求められています。その役割を担うため、今後も基幹相談支援センターに専門職の配置を行いつつ、職員のスキル向上の取り組みや職務ごとの役割分担の明確化を行っていくことが必要です。また、相談支援事業所の人材育成や相談機関との連携強化、地域包括ケアや地域共生社会の推進に向けた体制強化に取り組んでいきます。
- 市内に3か所設置している地域活動支援センターは、それぞれの強みを活かし、障害特性に応じた幅広い支援を今後も行っていく役割が求められます。相談支援においては、日常生活に関する一般的な相談支援に留まらず、相談支援事業所を有していることを活かし、必要なサービスや社会資源へつなぐ役割も担います。社会参加や交流のための居場所機能も活用しながら、福祉サービスの利用に繋がっていない方への対応や、継続的な支援を行っていきます。
- 相談支援事業所やそこで従事する相談支援専門員は、障害福祉サービスの利用意向のある方からの相談に応じ、助言や連絡調整などの支援やサービス利用計画を作成する等により、相談者のよりよい生活をコーディネートする役割（ケアマネジメント）が求められています。相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上のため、市、基幹相談支援センター、地域活動支援センターからの支援も受けながら、相談支援事業所連絡会等、相互に学びあえる場やネットワークの構築を進めていきます。
- 障害者福祉センターでは、今後も視覚障害、高次脳機能障害、中途障害等、主に身体障害などの専門相談支援を行うことで、基幹相談支援センターの担う専門相談を補完する役割を果たしていきます。また、中途障害のある方への一般的な相談支援も行っており、相談機能の向上のため、引き続き必要な人材の確保に努めています。
- 精神保健福祉法の改正を踏まえ、主に自ら困りごとを相談できない方を対象とするアウトリーチ型の支援に関して、分野横断的な支援体制の構築を目指します。
- 実態調査結果から、「相談先がわからない」と回答した方が多く、地域活動支援センター等各相談機関の役割などを含め、周知が十分に図られていない状況です。より効果的な窓口の周知・啓発について、検討していきます。
- 難病のある方への相談支援には、対応する相談員に疾病に関する医療的な知識も求められます。都が主体となって設置している東京都難病相談・支援センターや主治医等との更なる連携を図る必要があります。

重点2 地域生活支援の充実

武蔵野市は、
障害のある方が住み慣
れた地域で安心して暮
らし続けるため、地域
の事業者や機関が面的
な支援を行う地域生活
支援拠点等事業に取り
組みます。

【主な関連事業】

- ・ネットワークを活かした地域生活支援拠点等の段階的整備
- ・地域移行・地域定着の支援体制の強化
- ・住居に関する取組み
- ・通所先の確保にむけた検討
- ・時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築
- ・地域福祉活動における多様な人材の育成と活用に向けた取組み
- ・在宅避難の推進

ることが出来る通所先が限定されていることから、それぞれの課題の解決方法を探り、支援の場所・支援する人材の確保について、どのような取り組みを行えるかを検討していきます。

- 少子高齢化が進む中、障害福祉分野で働く福祉人材確保や育成が課題となっています。市内で長く働いてもらえるための事業所支援や人材確保の施策を検討していくとともに、地域包括ケア人材育成センターとも連携を図り、研修会の開催等市内で働く職員への支援の充実を図ります。

■地域生活支援拠点等の整備については、地域自立支援協議会や市内事業所とも連携、協力を図りながら整備していくことが必要です。令和5（2023）年度から、「障害者地域生活支援ステーションわくらす武蔵野」に拠点コーディネーターを配置し、段階的に整備を進めていきます。

■精神障害のある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神科病院や相談支援事業所と連携を図りながら、長期入院者の実態把握を進め、退院支援（地域移行支援）を推進します。

■実態調査や団体ヒアリングでは、充実すべき障害者福祉施策として「住宅の整備・住宅探しの支援」、「地域生活支援施設の充実」等住まいに関する要望があげられています。

障害のある方が、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、引き続きグループホームの整備や親なき後を見据えた在宅支援を推進するとともに、障害のある方の地域生活を支える支援のあり方について検討を行います。

■特別支援学校の在籍生徒数が増えており、生活介護事業所や就労継続支援B型の事業所への通所を希望する生徒が増える見込みがあります。住み慣れた地域での生活を支えるため、障害特性にあった事業所を確保する必要があります。特に、医療的ケアの必要な方、強度行動障害のある方、車椅子使用されている方等を受け入れ

- 障害当事者団体、支援者団体は、様々な形での活動をとおして、障害のある方の地域活動支援、社会参加支援、当事者支援という大きな役割を担っており、引き続き様々な形でその活動に対する支援を行っていくことが必要です。「武蔵野市障害者福祉センター改築に係る基本計画」では基本方針の中に「団体活動を支え、交流を促進する「活動の場」としての施設」として障害者福祉センターを整備することも掲げられています。
- 実態調査では、充実すべき障害者福祉施策として「災害時の支援体制」の要望が高くなっています。災害時にも自宅で生活継続ができる自助・共助の推進を図るとともに、障害特性に応じた情報保障のあり方等、関係部署や施設などと検討を行います。

重点3 社会参加の充実

**武蔵野市は、
障害のある方が、必要な支援を受けながら
自らの決定に基づき社会のあらゆる活動
に参加するため、様々な場面での環境整備、
障害者雇用の促進に取り組みます。**

【主な関連事業】

- ・地域共生社会の更なる推進
- ・就労支援ネットワークの強化
- ・通所後や放課後等の居場所の確保
- ・文化・スポーツ・芸術活動の充実に向けた環境整備

■国の「第5次障害者基本計画」では、基本理念として「障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」と定められています。地域共生社会の実現に向けては、障害のある方を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えることが必要です。

■武蔵野市第六期長期計画では、市の目指すべき姿として「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」を掲げています。障害のある方が自分らしく安心して暮らしていくためには、様々な形での社会参加の促進を図ることが大切です。障害のある方が社会参加を果たすことで、地域の障害に関する理解がより一層深まり、支え合いのまちづくりが推進されます。

■障害のある方の就労支援については、障害者就労支援センターあいるを中心に、関係機関が連携を図りながら様々な取り組みを進めています。また、就労移行支援事業所の数も着実に増えています。一方、実態調査の結果から、精神障害のある方の就労意向は他の障害種別に比べ高いものの、実際の就労につながらないケースが多い状況にあります。精神障害や発達障害のある方が、短時間就労等多様な働き方を選択できる取り組みを推進します。

また、府内での職場実習を引き続き実施とともに、市内事業所の実習先の確保に向けた取り組みを推進します。

■精神障害のある方に向けて、アウトリーチ型の支援や年代別のニーズに応じた居場所機能の充実を図ることが必要です。

■実態調査結果から、通所後や週末の居場所づくり、余暇活動支援に関するニーズの高さが確認できました。

移動支援や日中一時支援は利用希望の時間帯が重なることが多い一方、支援員の人数には限りがあるため、希望する時間に利用することが難しい現状があります。事業所の新規開設や支援員の確保に向けた取り組みを行っていきます。

■東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に掲げられた「レガシー(社会遺産)」のもとに、文化やスポーツを通じた共生社会の実現に向けての取り組みが現在も継続して推進されています。

障害のある方の社会参加や余暇活動という側面でも、多様な活動に参加する機会を確保することが重要です。文化やスポーツを所管する他部署との連携や関係機関との情報共有等を行いながら、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意して、誰もが文化やスポーツを楽しめるような環境づくりを進めています。

重点4 障害児支援体制の充実

武蔵野市は、
子どもたちが希望を持
ち健やかに過ごせるま
ちづくりを目指し、子
どもと子育て家庭への
切れ目のない相談支援
体制の構築に取り組み
ます。

【主な関連事業】

- ・地域療育支援体制の強化
- ・包括的支援体制の整備
- ・放課後等デイサービスの質の向上
- ・肢体不自由児等を対象とした放課後等デイサービス事業の安定した運営
- ・保育士等の研修の充実
- ・ペアレントメンターの活用

■近年、発達に課題のある子どもの増加や療育の普及に伴い、療育相談や児童発達支援のニーズが増加しています。地域で安心した生活を送るうえで、さまざまな不安を抱えている子どもやその家庭に対して、適切な支援を行うことが大切です。

■障害福祉サービスを利用する児童数が増え続けており、保護者自らがサービス利用計画案を作成するセルフプランが増加しています。

■「常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「子どもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」するための新たな司令塔として、子ども家庭庁が令和5（2023）年4月に設立されました。

ライフステージごとに専門的な支援者が異なることは、支援に切れ目を生じさせる要因ともなり得ます。今後整備予定の新たな相談支援体制「子ども家庭センター」と児童発達支援センター、教育支援センターが連携を図りながら、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、年代ごとに支援が途切れることがないように、一人ひとりの発達段階に応じた一貫した支援を進めていきます。

■障害児とその保護者が適切なサービスを利用するため、相談支援専門員による相談体制を整備していきます。

■放課後の障害児の居場所の確保について引き続き取り組んでいくとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業所について、事業者間の情報交換や連携体制を整備することで、サービスの質の向上を目指していきます。

■保育所・幼稚園に通う発達に課題のある乳幼児が増加していることから、保育士・幼稚園教諭等の発達支援に関する認識の共有・スキルアップのための研修などを継続して実施します。

■引き続き、ペアレントメンター※の活用や周知を行うことで、子どもの発達に不安を感じる保護者の不安や悩みを解消するための支援を行います。

※ペアレントメンターとは、発達障害児（者）などの子育て経験のある親で、その経験を生かし、こどもが発達障害などの診断を受けて間もない親などに対し、助言や相談を行う。

重点5 障害者差別解消に向けた取組みの推進

武蔵野市は、誰もがいきいきと安心して住み続けられる支え合いのまちづくりを推進するため、障害者差別の解消や障害者虐待の防止に取り組みます。

【主な関連事業】

- ・障害者差別解消の推進
- ・心のバリアフリーハンドブックの活用と出前講座の充実
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発の推進
- ・成年後見制度の利用促進
- ・虐待防止の推進
- ・情報保障の充実

■平成28（2016）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

令和3（2021）年5月に同法は改正され、令和6（2024）年4月1日から事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます。

■国の「第5次障害者基本計画」では、基本理念として「障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する」という事が定められています。

また、現在策定作業中の令和6（2024）年度から令和10（2028）年度を計画期間とする「武蔵野市第六期長期計画・調整計画」では、健康福祉分野の基本施策の一つである「まちぐるみの支え合いを実現するための取組み」の中で、「地域共生社会の実現に向けた取組み」を掲げています。地域共生社会の実現に向け、あらゆる分野において障害のある方に対する配慮を行うという

意識の変化が求められています。社会の様々な活動が実施される際に、あたりまえの事として参加者に「障害」特性のある方がいるという事を理解し、社会活動に参加する際の障壁（バリア）を取り除き、全ての障害のある方が社会活動に参加できるよう、啓発と仕組みづくりに取り組んでいきます。

- 障害者差別解消法の改正により、事業者にも合理的配慮の提供を行うことが義務となりました。市内各事業者に対しても、法についての正確な知識や合理的配慮についての合意形成に向けた対話の必要性についての周知啓発活動を行っていきます。
また、市民や事業者等への障害についての理解の推進に向けて取り組んできた、障害者差別解消法講演会、心のバリアフリー啓発事業（出前講座）、地域自立支援協議会における専門部会活動、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発等については、引き続き効果的な実施方法、担い手を拡げる啓発などを研究しつつ、実施していきます。
- 実態調査の結果における、障害者差別解消法の認知度は前回調査（令和元（2019）年度）では43.6%でしたが、今回の調査（令和4（2022）年度）では32.5%に減じており、当事者や家族であっても法への認知度が低い状態が続いています。また、実態調査では「合理的配慮を不十分と感じたことはない」の回答が多い状況です。
当事者や家族に向けても、障害者差別の解消や合理的配慮についての啓発を行い、障害者差別解消に関する相談窓口の周知や実際に解決した好事例を伝えていくことで、地域の中での障害者差別解消に向けた対話が図られるように取り組んでいきます。
- 養護者や支援者（施設従事者）による障害者虐待の通報が増加傾向にあります。障害者虐待を防止するため、虐待の早期発見や防止に向けた取り組みを引き続き推進していきます。
虐待に至らないようにするための相談支援体制の充実や、虐待防止についての知識を深めるための当事者・家族・支援者・事業者への啓発活動に引き続き取り組んでいきます。通報制度が正しく活用されるよう周知や啓発を進めるとともに、事業所を対象とした定期的な研修の実施、各関係機関の役割分担の整理、連携体制の充実について取り組みます。
- 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の基本理念に基づき、市全体で取り組んでいきます。
- 情報保障が必要な方の求めがあるときに適切な対応が図られるように府内の体制を整えるとともに、情報保障の観点での合理的配慮を求めやすい環境整備に努めます。
また、日々進歩するデジタル技術について、情報保障の観点からどのように活用できるかについて、研究していきます。

第4章

施策の体系

新：新規事業 拡：拡充事業

第六期長期計画・調整計画 基本施策	施策	番号	区分	重点	事業
まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	健康づくりや食育支援の推進	1			健康づくりや食育支援の推進
	市民が主体となる地域活動の推進	2			まちぐるみの支え合いの仕組みづくりの推進
	心のバリアフリー事業の推進	3			ボランティアの育成と活動支援の推進
		4		重点2	地域共生社会の更なる推進
		5		重点5	障害者差別解消の推進
		6	拡	重点5	心のバリアフリーハンドブックの活用と出前講座の充実
		7		重点5	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発の推進
	情報保障の充実	8	拡	重点5	情報保障の充実
	保健・医療・介護・福祉の連携の推進	9			在宅医療と介護連携の強化
		10		重点2	在宅人工呼吸器使用者等への災害時個別支援計画の作成
		11		重点2	地域移行・地域定着の支援体制の強化
		12			依存症対策の理解促進
		13	新	重点1	精神保健に関する相談体制の整備
安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	相談支援体制の強化	14		重点1	包括的な相談体制の機能強化と各機関の役割の明確化
		15	拡	重点1	相談支援事業所への支援
		16	新	重点1	分かりやすい相談窓口の周知
		17	新	重点1	精神保健に関する相談体制の整備【再掲】
		18		重点1	難病患者向けの相談支援体制の充実
	社会参加の充実	19		重点3	ゆるやかで多様な就労も含めた障害者雇用の推進
		20		重点3	障害者庁内実習の推進
		21	拡	重点3	就労支援ネットワークの強化
		22		重点3 重点4	通所後や放課後等の居場所の確保
		23		重点3	文化・スポーツ・芸術活動の充実に向けた環境整備
	地域生活支援の充実	24		重点2	ネットワークを活かした地域生活支援拠点等の段階的整備
		25		重点1	失語症者などの高次脳機能障害者への継続した支援
		26		重点2	地域移行・地域定着の支援体制の強化【再掲】
		27	新	重点2	住居に関する取組み

第六期長期計画・調整計画 基本施策	施策	番号	区分	重点	事業
福祉人材の確保と育成に向けた取組み		28	新	重点2	通所先の確保にむけた検討
		29	新	重点3 重点4	通所後や放課後等の居場所の確保【再掲】
	成年後見制度の利用促進	30		重点5	成年後見制度の利用促進
	虐待防止の推進	31		重点5	虐待防止の推進
	見守りや孤立防止の推進	32			潜在的な支援ニーズへの対応
		33			見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会との連携強化
		34			市民こころの健康相談事業の推進
	災害時に配慮を必要とする市民への支援	35		重点2	在宅避難の推進
		36		重点2	在宅人工呼吸器使用者等への災害時個別支援計画の作成【再掲】
		37		重点2	福祉避難所の支援物品の充実
新しい福祉サービスの整備	市民の主体的な地域福祉活動に対する支援（人材の育成）	38		重点2	地域福祉活動における多様な人材の育成と活用に向けた取組み
		39		重点4	ペアレントメンターの活用
		40	新	重点2	ピアソポーターの育成の検討
		41	新	重点2	時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築
	福祉人材の確保（人材の育成）	42		重点1	相談支援事業所への支援【再掲】
		43		重点2	武蔵野市地域包括ケア人材育成センターとの連携
		44		重点2	「介護職・看護職 Re スタート支援金事業」の継続実施
	障害者施設の利活用	45		重点4	肢体不自由児等を対象とした放課後等デイサービス事業の安定した運営
		46		重点2	時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築【再掲】
子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり	障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもへの支援態勢の強化	47	拡	重点4	地域療育支援体制の強化
		48		重点4	包括的支援体制の整備
	放課後等デイサービスの充実	49		重点4	放課後等デイサービスの質の向上
		50		重点4	肢体不自由児等を対象とした放課後等デイサービス事業の運営【再掲】
	保育士等の研修の充実	51		重点4	保育士等の研修の充実
	ペアレントメンターの活動支援	52		重点4	ペアレントメンターの活用【再掲】

基本施策 1

まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

施策（1）健康づくりや食育支援の推進

- ・障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域でより長く元気に暮らすためには、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことも必要です。若年期の生活習慣病予防や病気の重症化予防の観点から、健康づくりについて関心を高められるよう保健事業の情報提供等の普及啓発に取り組みます。

番号	区分	事業	内容
1		健康づくりや食育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市で実施している若年層健康診査や特定健康診査がん検診等の情報提供を行うとともに、受診勧奨や啓発を推進し、障害のある方自身やその家族が、健康づくりや健康に対する意識を高めていくような、意識づけの取り組みを進めていきます。 ・口腔ケアに課題のある方が通所している生活介護事業所や児童発達支援事業所等の施設職員に向けて、(公社)武蔵野市歯科医師会と連携を図りながら、口腔ケアに関する相談に対応していきます。

施策（2）市民が主体となる地域活動の推進

- ・障害当事者・支援者団体は、地域活動・社会参加・当事者支援を公的なサービスとは異なる形で担っており、障害のある方にとて欠かせない地域資源となっています。一方で、各団体は高齢化・ライフスタイルの多様化等による担い手不足といった課題に直面しており、持続可能な団体活動に向けた支援が必要です。
- ・地域住民による互助・共助の取り組みがますます重要になってきています。障害のある方も、地域住民や団体活動と出会い交流することで相互理解を深め、地域活動の担い手になれるよう、地域活動への参加を促す取り組みを進めていきます。

番号	区分	事業	内容
2		まちぐるみの支え合いの仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・(社福)武蔵野、市民社会福祉協議会に登録している地域活動団体等に向けて、障害のある方への理解を促すとともに、障害のある方も地域住民と出会い、相互に交流するための仕組みづくりについて検討します。 ・障害のある方自身も地域活動の担い手になれるよう、地域活動に参加していくような機会の創出に取り組んでいきます。
3		ボランティアの育成と活動支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でボランティア活動に携わる人々は、障害のある方にとっては地域での生活を支える大切な社会資源の一つです。(社福)武蔵野市民社会福祉協議会や関係団体等との連携を図りながら、ボランティア人材の育成とボランティア団体への活動支援に引き続き取り組みます。

施策（3）心のバリアフリー事業の推進

- ・平成28（2016）年4月に施行された「障害者差別解消法」が改正され、今まで国や地方公共団体に義務づけられていた合理的配慮の提供について、令和6（2024）年4月から民間事業者についても義務化されます。地域共生社会の実現という視点からも、障害のある方に向けた配慮と対話はますます重要になってきています。
- ・様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合うという、心のバリアフリーについての考え方は、地域共生社会の理念と合わせてより重要なものとなっています。地域の全ての人々が、心のバリアフリーについて自らの事として考え、具体的な行動を起こせるように啓発に取り組んでいきます。
- ・各種講演会、啓発事業、心のバリアフリー出前講座等の互いを理解する取り組みについて、地域共生社会の実現という目的に沿って、当事者の方の体験等を踏まえ、民間事業者、教育機関、地域の人々と連携を図り、充実させていきます。

番号	区分	事業	内容
4		地域共生社会の更なる推進	<ul style="list-style-type: none">・「全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、高齢者、障害のある方、子ども等といった区別なく、その人の状況に合った支援が受けられる」という本市における地域共生社会の考え方に基づき、障害のある方が地域社会であらゆる活動に参加し、自己実現に取り組むことができるよう、講演会の実施など様々な形で心のバリアフリーと障害者差別解消に関する啓発と仕組み作りに取り組みます。
5		障害者差別解消の推進	<ul style="list-style-type: none">・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、市の窓口等において適切な形で合理的配慮が提供されるよう市職員に対する研修及び啓発を実施するとともに、手続きの際などに生じ得る様々な障壁(バリア)を取り除くように努めます。・障害者差別解消法改正に基づく「事業者による合理的配慮の提供義務化」を受け、市内の事業者に向けて、法に対する正確な知識や合理的配慮に向けた対話事例等を周知啓発していきます。・障害のある方や家族に向けて、障害者差別解消に関する相談窓口や相談解決に関する事例を周知啓発することで、差別解消に関する知識が不足していることにより不利益を被ることが無いよう、取り組みます。
6	拡	心のバリアフリーハンドブックの活用と出前講座の充実	<ul style="list-style-type: none">・令和4(2022)年度に改訂した心のバリアフリーハンドブックを活用し、市民や事業者等が様々な障害の特性についての理解を深めるように周知啓発活動を実施します。・心のバリアフリー啓発事業(出前講座)をはじめとした各種啓発事業について、引き続き効果的な実施方法、担い手を広げる啓発等を研究しつつ、実施します。
7		ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">・配慮が必要であることを周囲に知らせるために用いるヘルプマークだけでなく、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるために用いるヘルプカードについても、様々な形で周知啓発に取り組むことで、地域社会全体に心のバリアフリーの理念が浸透していくように努めてます。

施策（4）情報保障の充実

・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4（2022）年5月25日に公布・施行されました。同法の趣旨に基づき、情報保障について市全体で取り組む必要があります。

番号	区分	事業	内容
8	拡	情報保障の充実	<ul style="list-style-type: none">・聴覚障害者や失語症者等へのコミュニケーション手段の確保、情報保障を図るため、手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者の養成・普及啓発に引き続き取り組みます。・障害のある方が必要な行政情報を円滑かつ正確に入手できるように、市報、つながりによる情報の提供に引き続き取り組みます。また、誰にとっても、ホームページやSNS(LINE等)から市の施策、事業、イベントなどの市政情報が受け取りやすく、分かりやすくなることを目指して、市のホームページ等のウェブアクセシビリティの向上に努めます。・情報保障が必要な人からの求めがあるときに適切な対応が図られるように庁内の体制を整えるとともに、情報保障の観点での合理的配慮を求めやすい環境整備に努めます。・日々進歩するデジタル技術について、情報保障の観点からどのように活用できるかを研究します。

施策（1）保健・医療・介護・福祉の連携の推進

- ・障害の重度化・高齢化による在宅での医療ニーズの需要増加や精神障害のある方に対応した地域包括ケアシステム構築のため、保健・医療・介護・福祉に関する多職種の連携を推進します。
- ・精神科病院に入院している精神障害のある方等が、円滑に地域移行を行い、安定した地域生活を送るための体制を整備するとともに、保健・医療福祉の関係者と連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する取り組みを行います。
- ・精神保健福祉法の改正を踏まえ、主に自ら困りごとを相談できない人を対象とするアウトリーチ型の支援に関して、分野横断的な支援体制の構築を目指します。

番号	区分	事業	内容
9		在宅医療と介護連携の強化	・在宅における医療的ケアのある方や精神疾患・難病患者等、医療と介護の連携が必要な人々が増えてきています。今後、医師会、歯科医師会、訪問看護事業所等との更なる連携強化に取り組むとともに、在宅での継続した生活ができるような支援体制を強化します。
10		在宅人工呼吸器使用者等への災害時個別支援計画の作成	・在宅の人工呼吸器使用者は、災害時には自宅での生活が継続できるような環境整備が必要となります。現在実施している災害時個別支援計画の作成を訪問看護事業所と連携して、順次進めていくとともに、普段から災害時における心構えを持ち対策を行っていただくよう周知します。
11		地域移行・地域定着の支援体制の強化	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療関係者、当事者が参加する協議の場を設置します。 ・長期入院者のいる精神科病院へのアンケート結果をもとに、退院が可能な方に対して、具体的な地域移行の支援を行います。 ・支援者、当事者(ピアソポーター)が近隣の精神科病院を訪問し、病院関係者や長期入院者との交流を通じて、退院の動機付けや病院関係者との連携強化に取り組みます。
12		依存症対策の理解促進	・依存症の方の個別支援にあたっては、東京都(保健所、多摩総合精神保健福祉センター)からの助言等に基づき、連携をとりながら適切な対応を行います。 ・精神保健福祉啓発講演会等の開催を通じて、市民への普及啓発を促進するとともに、精神保健福祉研修や東京都が主催する依存症対策の研修に参加し、関係職員の専門性の向上を図ります。
13	新	精神保健に関する相談体制の整備	・福祉総合相談窓口や健康課との連携の下、精神保健に課題を抱える人(精神疾患の未治療者や治療を中断した人など)を適切な治療やサービスにつなげられるよう、訪問等の支援を積極的に届ける事業(アウトリーチ事業)の実施を検討します。

施策（1）相談支援体制の強化

- ・福祉総合相談窓口を設置した背景を踏まえ、全市的に包括的な相談支援体制を構築するため、引き続き分野横断的な連携の強化に努めます。
- ・障害分野の相談支援においては、複雑化、多様化し増加する相談に対応するため、人材育成の強化、専門性の確保、ネットワーク強化等の取り組みより、これまで以上に関係機関との連携に取り組みます。
- ・相談窓口等を分かりやすく周知するために、市ホームページや広報誌つながりでの掲載内容の充実を図るとともに、既存の広告媒体だけでなく関係者の意見も参考に多様な手段で広報の強化、改善を図ります。

番号	区分	事業	内容
14		包括的な相談支援体制の機能強化と各機関の役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談窓口を中心に全市的な相談支援体制の連携組織である総合支援調整会議において、基幹相談支援センターが障害分野の専門職の立場として参加し、分野横断的な連携を強化します。 ・基幹相談支援センターは、事業所への後方支援やスーパーバイズ(専門相談)機能、事業所の人材育成やネットワーク構築の取り組みに注力できるよう職員配置や業務分担を整理し、体制整備を図ります。 ・地域活動支援センターと障害者福祉センターはそれぞれの強みを生かしつつ、専門性をもった相談員の確保を行うことで複雑化、多様化し、増加していく相談に対応していきます。
15	拡	相談支援事業所への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市や関係機関、相談支援専門員同士のネットワーク強化及び支援の質の向上のため、市内の相談支援事業所で構成する連絡会を設置します。 ・相談支援専門員ガイドラインの改訂、事例検討会の活用、相談支援事業所向けの研修の実施を通じて、相談支援専門員の人材育成、相談支援の質の向上に取り組みます。 ・複雑化、多様化する相談への対応のため、相談支援専門員の人材確保のための支援策を研究します。
16	新	分かりやすい相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報誌つながりを活用し、障害種別やライフステージごとの相談窓口の周知を行います。 ・利用者にとっても支援者にとっても分かりやすい相談窓口の周知・啓発について、相談機関とも連携を図りながら検討します。
17	新	精神保健に関する相談体制の整備【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談窓口や健康課との連携の下、精神保健に課題を抱える人(精神疾患の未治療者や治療を中断した人など)を適切な治療やサービスにつなげられるよう、訪問等の支援を積極的に届ける事業(アウトリーチ事業)の実施を検討します。
18		難病患者向けの相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者への相談支援については、相談内容によっては専門的な知識も必要となるため、かかりつけの医療機関や東京都多摩難病相談・支援室、訪問看護事業所とも連携しながら、相談できる仕組みについて検討します。

施策（2）社会参加の充実

- ・「障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」という第5次障害者基本計画の基本理念と、地域共生社会の実現に向けて、障害のある方を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えるよう、様々な取り組みを進めて行きます。
- ・精神障害のある方の就労意向は他の障害種別に比べ高いものの、実際の就労につながらない事例が多いという実態を踏まえ、精神障害や発達障害のある方が、短時間就労等多様な働き方を選択できる取り組みを推進します。
- ・市役所庁内での職場実習を引き続き実施するとともに、市内事業所の実習先の確保に向けた取り組みを推進します。
- ・通所後や週末の居場所づくり、余暇活動支援に関するニーズの高さを踏まえ、事業所の新規開設や支援員の確保に向けた取り組みを行っていきます。
- ・障害のある方の社会参加や余暇活動に関して、多様な活動に参加する機会を確保するために、文化やスポーツを所管する他部署、関係機関との情報共有等を行い、誰もが文化やスポーツを楽しめるような環境づくりを進めていきます。

番号	区分	事業	内容
19		ゆるやかで多様な就労も含めた障害者雇用の推進	<ul style="list-style-type: none">・一般就労に困難を感じられる方が、短時間就労等多様な働き方を通して、地域の一員として社会参加を実現できるような取り組みを引き続き推進します。・各関係機関や市関係課と引き続き連携を図り、市内の企業等に対し障害者雇用や障害者理解の促進を図ることで、職場実習先の開拓や就労先の確保に取り組みます。
20		障害者庁内実習の推進	<ul style="list-style-type: none">・障害のある方が就労に向けた実習を行えるよう、市役所内部で様々な障害特性に応じた受入れ体制を整備します。
21	拡	就労支援ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none">・精神障害や発達障害のある方の就労ニーズが高まっており、就労移行支援事業所が増加していることを踏まえ、就労支援ネットワーク会議等を活用しながら、医療機関も含めたネットワーク及び連携の強化を図ります。
22		通所後や放課後等の居場所の確保	<ul style="list-style-type: none">・介護者の就労等により、障害福祉サービスの通所後や週末の居場所の更なる充実を求める声が多くなっていること等も踏まえ、障害のある方の社会活動の充実のために、移動支援や日中一時支援等の事業について、事業所の新規開設や支援員の確保に向けた取り組みを検討します。
23		文化・スポーツ・芸術活動の充実に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none">・東京オリンピック・パラリンピックのレガシー（社会遺産）を継承しつつ、障害のある方が文化活動やスポーツにより一層参加しやすくなるよう、引き続き、文化、生涯学習、スポーツ施設担当部門との連携を図ります。・民間事業者が主催する行事や事業等についても合理的配慮が提供され、共に文化活動やスポーツを楽しめる環境づくりがおこなわれるよう、地域共生社会の実現に向けた取り組みと啓発を進めます。

施策（3）地域生活支援の充実

- ・障害の重度化、高齢化及び親なき後を見据え、障害のある方等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域の複数の事業者や機関が機能を分担して面的な支援を行う体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）を段階的に整備し、障害のある方などを地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。
- ・障害福祉の対象範囲の拡大や社会情勢の変化にともない、障害のある方のニーズも変化しています。様々な課題やニーズに応じたサービスを総合的に提供していくように努めます。

番号	区分	事業	内容
24		ネットワークを活かした地域生活支援拠点等の段階的整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等事業については、拠点コーディネーター・地域自立支援協議会・市内事業所・関係機関などと連携、協力を図りながら、段階的に整備を進めます。
25		失語症者などの高次脳機能障害者への継続した支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で実施されている失語症者への支援事業を一元的に行うことができるよう、本市における失語症者への支援体制の強化に努めます。また、地域生活支援事業の必須事業でもある失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について研究します。 ・復職を希望される高次脳機能障害のある方が増えてきており、生活相談に対応する高次脳機能障害相談支援事業（ゆいっと）と就労支援機関（あいる、ハローワーク、就労移行支援事業所等）との連携強化を図ります。
26		地域移行・地域定着の支援体制の強化【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療関係者、当事者が参加する協議の場を設置します。 ・長期入院者のいる精神科病院へのアンケート結果をもとに、退院が可能と思われる方に対して、具体的な地域移行の支援を行います。 ・支援者、当事者（ピアソポーター）が近隣の精神科病院を訪問し、病院関係者や長期入院者との交流を通じて、退院の動機付けや病院関係者との連携強化に取り組みます。
27	新	住居に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方が地域生活を継続していくために、事業者のグループホームの整備支援に継続して取り組むとともに、既存グループホームにおける高齢分野や医療分野との連携体制の整備や、重度化や高齢化に対応する取り組みの支援について検討します。 ・地域移行支援や親なき後の支援を見据え、民間住宅への入居支援に関する取り組みを「武蔵野市あんしん住まい推進協議会」等の住宅部局における連携のもとに進めます。
28	新	通所先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に合った卒業後の通所先の確保について、継続して取り組んでいきます。 ・特に医療的ケアの必要な方、強度行動障害のある方、車椅子使用されている方等を受け入れることが出来る通所先の確保については、支援の場所・支援する人材の確保について、どのような取り組みを行えるかを検討します。
29	新	通所後や放課後等の居場所の確保【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の就労等により、障害福祉サービスの通所後や週末の居場所の更なる充実を求める声も多くなっていること等も踏まえ、障害のある方の社会活動の充実のために、移動支援や日中一時支援等の事業について、事業所の新規開設や支援員の確保に向けた取り組みを検討します。

施策（4）成年後見制度の利用促進

- ・親なき後も、障害のある方の権利や財産が守られ、障害のある方の意思を尊重しつつ地域の中で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度等の取り組みを啓発事業なども含めて総合的に推進します。
- ・武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会における連携体制のもとに、(公財)武蔵野市福祉公社やNPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット、地域自立支援協議会等と協力して、権利擁護事業や成年後見制度の利用促進を図るとともに、基幹相談支援センターを中心としたネットワークの活用によって、障害のある方を権利侵害から守る取り組みを推進します。

番号	区分	事業	内容
30		成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none">・武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会における連携体制のもとに、(公財)武蔵野市福祉公社やNPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット、地域自立支援協議会等と協力して、本人の意思を尊重して地域社会で生活を送るように、障害のある方の権利擁護という視点から、成年後見制度の普及啓発・人材育成に取り組みます。・成年後見制度の利用については、費用負担の面の不安等が先立ち、利用が進んでいないという側面もあります。「障害のある方の将来に備える」という長期的な視点から本人やその家族が制度について正しく理解し活用出来るように相談体制の構築や普及啓発に向けた取り組みを進めて行きます。

施策（5）虐待防止の推進

- ・虐待通報が増加傾向にあることから、24時間365日通報可能な体制を継続し、虐待の早期発見や防止に向けた取り組みを引き続き推進していきます。

番号	区分	事業	内容
31		虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none">・障害者虐待を防止するため、虐待の早期発見や防止に向けた取り組みを引き続き推進します。・虐待に至らないようにするための相談支援体制の充実や、虐待防止についての知識を深めるため当事者・家族・支援者・事業者への啓発活動に引き続き取り組みます。・虐待通報が増加傾向にあることから、通報制度が正しく活用されるよう周知や啓発を進めるとともに、事業所を対象とした定期的な研修の実施、各関係機関の役割分担の整理、連携体制の充実について取り組みます。・虐待通報等を契機として、養護者への支援も含めより良い支援体制が構築出来るよう、各関係機関や事業所と協力し、地域全体で虐待を防止します。

施策（6）見守りや孤立防止の推進

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える方や障害福祉サービスを受けることを控える方、メンタル面の不安を訴える方等の心の健康について、引き続き取り組む必要があります。市民こころの健康支援事業の継続的な充実や、ネットワークの強化による孤立防止の取り組みを継続します。
- ・障害福祉サービスを利用していない方が地域で孤立しない取り組みについて検討します。

番号	区分	事業	内容
32		潜在的な支援ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none">・障害者手帳の交付等、市の窓口での手続き時に各相談窓口の案内を積極的に行いつつ、ケースワーカーが丁寧に聞き取りを行うなど、潜在的な支援ニーズに対応していきます。
33		見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会との連携強化	<ul style="list-style-type: none">・障害のある方の体調異変の早期発見・早期対応のため、ライフラインサービス提供事業者、警察・消防などの関係機関等協議会参加事業者との連携を強化します
34		市民こころの健康相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルスの影響により増加した相談に対応するため、相談日を増やして強化した相談体制を継続します。・都における自殺対策強化月間にあわせ、講演会等の啓発活動を引き続き実施します。・精神保健に課題を抱える方等、継続的な支援が必要な方への支援体制を検討します。

施策（7）災害時に配慮を必要とする市民への支援

- ・令和4（2022）年度に修正された本市の地域防災計画では、自宅での生活を継続できる自助・共助の推進により避難者を6割以上減少させることが目標として掲げられ、事前の準備等についての防災意識の向上が課題となっています。障害のある方にも、慣れた環境で生活出来る在宅避難のメリットや在宅避難のために備えるべき事柄を周知するとともに、在宅避難時における様々な支援体制も周知することで、在宅避難に関する不安の軽減を図り、防災意識の向上に努めています。
- ・在宅避難が継続できない場合に備え、避難所のおもいやりルームにおける支援や、福祉避難所における支援について、運用の研究や訓練を行っていきます。
- ・障害のある方に対しても、総合防災訓練や地域で実施されている防災訓練への参加を促すことで、地域の相互協力体制に加わることが出来るように広報等を実施しています。
- ・災害発生時に障害のある方へ適切な情報が伝達されるよう、障害特性に配慮した情報伝達体制について、関係課及び地域の防災組織と連携していきます。

番号	区分	事業	内容
35		在宅避難の推進	・災害時に自宅での生活が継続できるように、在宅避難のメリットや在宅避難のために備えるべき事柄、在宅避難時における様々な支援体制も周知啓発していきます。
36		在宅人工呼吸器使用者等への災害時個別支援計画の作成【再掲】	・在宅の人工呼吸器使用者は、災害時には自宅での生活が継続できるような環境整備が必要となります。現在、事業開始している災害時個別支援計画の作成を訪問看護事業所と連携して、順次進めていくとともに、普段から災害時における心構えと対策を行っていたくように周知します。
37		福祉避難所の支援物品の充実	・協定を結んでいる福祉避難所への状況把握等の実態調査を定例で実施するとともに、必要な支援物資について検討するなど、発災時のBCP等についても協議します。 ・福祉避難所開設・運営訓練についても、計画的に実施していきます。

施策（1）市民の主体的な地域福祉活動に対する支援（人材の育成）

・障害当事者や支援者団体は、様々な形での活動をとおして、障害のある方の地域活動支援、社会参加支援、当事者支援という大きな役割を担っています。一方で、各支援者団体は活動している人の高齢化や担い手不足といった課題に直面しています。地域で活動される人の一人にかかる負担の軽減や人材の裾野の拡大を図ることにより、市民の主体的な地域福祉活動につなげていきます。

番号	区分	事業	内容
38		地域福祉活動における多様な人材の育成と活用に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で福祉活動を担う人材を増やすためにも、障害福祉分野におけるボランティア育成事業を継続して行っていくとともに、育成事業の更なる周知を図り、育成事業を修了した人たちへの団体活動への参加を促す支援や支援者団体への活動支援、育成する側の人材の確保についての研究を行います。 ・地域で活動している他分野の団体に向ても、障害に対する理解を促進していくような仕組みを検討します。 ・必要な人材の年齢層や職種に応じた適切な広報を行うとともに、地域と連携して新たな担い手を発掘することで、人材の確保に努めます。
39		ペアレントメンターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達について、様々な不安や悩みを抱える家族を支援するため、ペアレントメンターの活動を周知するとともに、相談会等を開催します。
40	新	ピアソポーターの育成の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談支援を行っている事業所に対して、ピアソポーターの採用に向けての検討を図るとともに、障害のある方へもピアソポーター養成研修の周知を図ります。
41	新	時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築	<ul style="list-style-type: none"> ・「武蔵野市障害者福祉センター改築に係る基本計画」に示されている基本理念や基本方針をもとに、障害のある方の地域活動や社会参加の場としての機能のほか、当事者及び団体を支援する機能を有した、将来までも機能する障害福祉の拠点としての整備を進めます。

施策（2）福祉人材の確保（人材の育成）

- ・少子高齢化が進む中、障害福祉分野で働く福祉人材確保や育成が課題となっています。市内で長く働いてもらえるための事業所支援や人材確保の施策を検討していくとともに、地域包括ケア人材育成センターとも連携を図り、研修会の開催等市内で働く職員への支援の充実を図ります。

番号	区分	事業	内容
42		相談支援事業所への支援【再掲】	<ul style="list-style-type: none">・市や関係機関、相談支援専門員同士のネットワーク強化及び支援の質の向上のため、市内の相談支援事業所で構成する連絡会を設置します。・相談支援専門員ガイドラインの改定、事例検討会の活用、相談支援事業所向けの研修の実施を通じて、相談支援専門員の人材育成、相談支援の質の向上に取り組みます。・複雑化、専門化する相談への対応のため、相談支援専門員の人材確保のための支援策を研究します。
43		武蔵野市地域包括ケア人材育成センターとの連携	<ul style="list-style-type: none">・武蔵野市地域包括ケア人材育成センター主催の研修に関する情報を事業所へ周知します。・障害福祉サービス事業所の知識と技術が向上するような研修の企画立案や提供について検討します。
44		「介護職・看護職Reスタート支援金」の継続実施	<ul style="list-style-type: none">・武蔵野市内の介護施設等において持続可能な福祉サービスを提供するため、再就職又は新たに就職する介護職・看護職の職員に対して支援金を給付する「介護職・看護職Reスタート支援金支給事業」等の支援事業を継続して実施します。

施策（1）障害者施設の利活用

- ・放課後等デイサービスパレットを安定的に運営し、肢体不自由児や医療的ケア児に継続して療育を提供します。
- ・昭和 55（1980）年に開設した武蔵野市障害者福祉センターについては、「武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会」による検討を経て、改築事業を進めています。利用登録団体、利用者、事業者、近隣住民等の意見を踏まえ策定された基本計画に基づき着実に改築事業を実施します。

番号	区分	事業	内容
45		肢体不自由児等を対象とした放課後等デイサービス事業の安定した運営	・桜堤ケアハウス内において市が実施する放課後等デイサービスパレットを安定的に運営し、肢体不自由児や医療的ケア児を対象とした支援体制の充実を図ります。
46		時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築【再掲】	・「武蔵野市障害者福祉センター改築に係る基本計画」に示されている基本理念や基本方針をもとに、障害のある方の地域活動や社会参加の場としての機能のほか、当事者及び団体を支援する機能を有した、将来までも機能する障害福祉の拠点としての整備を進めます。



昭和 55 年に開設した武蔵野市障害者福祉センター

施策（1）障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもへの支援態勢の強化

- ・児童発達支援センターみどりのこども館は、地域の中核的な療育支援施設として、療育の質の向上と相談支援の充実を図ってきました。引き続き、様々な状況にある障害児に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上に取り組みます。
- ・保健センター増築及び複合施設整備計画において、保健センターは、妊娠期から切れ目なく子どもと子育て家庭への支援を行う総合拠点となる方針です。ライフステージごとの切れ目がなく適切な支援を受けることは、地域で安心して生活するうえで重要です。医療的ケア児コーディネーターの活用や、療育相談のあり方を含め、子どもと子育て家庭への相談支援体制を検討していきます。

番号	区分	事業	内容
47	拡	地域療育支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・子どもやその家庭が、必要な時に相談をすることができ、それぞれの発達段階に応じて適切な支援を受けられるように、療育の質の向上を図り、発達に課題のある子どもへの支援体制を強化します。・障害児相談支援を必要としている児童とその保護者が確実に利用できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
48		包括的支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・大規模改修後の保健センターでは、0歳から18歳までの子どもの相談支援を行うことが予定されています。障害者福祉課と保健センターにおける障害児支援体制について整理をするとともに、切れ目のない支援を行うため、療育に関する相談体制を検討します。

施策（2）放課後等デイサービスの充実

- ・放課後等デイサービスについては、整備費補助の効果もあり、事業所が増加しています。市内で提供されているサービスの内容と量を把握するとともに、各事業所間の情報交換や連携を図り、サービスの質の向上を目指します。
- ・放課後等デイサービスパレットを安定的に運営し、肢体不自由児や医療的ケア児に継続して療育を提供します。

番号	区分	事業	内容
49		放課後等デイサービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市内の放課後等デイサービスの事業所が増加してきていることから、事業所連絡会を開催し、提供されているサービスの内容と量を把握するとともに、サービスの質的向上を図ります。 放課後等デイサービスを必要とする児童が、適切な療育を受けることができるよう不足する支援やサービスの充実について検討します。
50		肢体不自由児等を対象とした放課後等デイサービス事業の安定した運営【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 桜堤ケアハウス内において市が実施する放課後等デイサービスパレットを安定的に運営し、肢体不自由児や医療的ケア児を対象とした支援体制の充実を図ります。

施策（3）保育士等の研修の充実

- 保育所・幼稚園に通う発達に課題のある乳幼児が増加していることから、保育士・幼稚園教諭等の発達支援に関する認識の共有・スキルアップのための研修などを継続して実施します。

番号	区分	事業	内容
51		保育士等の研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域で普段から子どもと直接関わる保育士や幼稚園教諭等の発達支援に関するスキルアップのため、児童発達支援センターによる地域支援講習会などの研修に引き続き取り組みます。

施策（4）ペアレントメンターの活動支援

- ペアレントメンターを活用した相談の場は徐々に拡大してきています。今後もこの取り組みを継続し、保護者の不安や悩みを解消するための支援を行います。

番号	区分	事業	内容
52		ペアレントメンターの活用【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達について、様々な不安や悩みを抱える家族を支援するため、ペアレントメンターの活動を周知するとともに、相談会等を開催します。

(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき策定され、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めています。また、障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき策定されるもので、障害児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を定めています。

いずれの計画も東京都と調整を図りながら、見込み量・目標値等を定めています。

1 サービス種別の見込み量

サービス見込み量等については、東京都との調整を経て定めるため、今後変更されることがあります。

(1) 指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

(1か月あたり)

サービス種別	単位	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①訪問系サービス				
居宅介護	利用者数	145	145	145
	利用時間数	1,230	1,230	1,230
重度訪問介護	利用者数	31	31	31
	利用時間数	14,503	15,812	17,239
行動援護	利用者数	65	65	65
	利用時間数	922	922	922
同行援護	利用者数	18	18	18
	利用時間数	456	456	456
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0
	利用時間数	0	0	0
②日中活動系サービス				
生活介護	利用者数	396	398	400
	利用日数	7,525	7,617	7,710
自立訓練(機能訓練)	利用者数	17	17	17
	利用日数	75	75	75
自立訓練(生活訓練)	利用者数	33	33	33
	利用日数	222	222	222
就労選択支援	利用者数	調整中	調整中	調整中
就労移行支援	利用者数	93	93	93
	利用日数	785	785	785
就労継続支援(A型)	利用者数	15	15	15
	利用日数	219	219	219
就労継続支援(B型)	利用者数	353	353	353
	利用日数	4,955	4,955	4,955
就労定着支援	利用者数	38	38	38

サービス種別	単位	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数	20	20	20
	利用日数	586	586	586
短期入所(ショートステイ)	利用者数	79	79	79
	利用日数	328	328	328
短期入所(ショートステイ)【市制度】	利用日数	154	154	154
③居住系サービス				
自立生活援助	利用者数	3	3	3
共同生活援助(グループホーム)	利用者数	252	263	274
施設入所支援	利用者数	166	166	166
④相談支援事業(指定相談支援)				
計画相談支援	利用者数	88	88	88
地域移行支援	利用者数	5	5	5
地域定着支援	利用者数	10	10	10
⑤障害児通所支援				
児童発達支援	利用者数	254	258	262
	利用日数	1,526	1,568	1,592
医療型児童発達支援	利用者数	2	2	2
	利用日数	10	10	10
放課後等デイサービス	利用者数	426	452	480
	利用日数	3,408	3,616	3,840
保育所等訪問支援	利用者数	0	1	1
	利用日数	0	2	2
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
障害児相談支援	利用者数	59	63	67

(2) 地域生活支援事業

(1か月あたり)

サービス種別	単位	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	実施	実施	実施
相談支援機能強化事業	有無	実施	実施	実施
②成年後見制度利用支援事業				
	有無	実施	実施	実施
③意思疎通支援事業				
手話通訳者設置事業(週4日)	人数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人数	32	32	32
④日常生活用具給付等事業(年間件数)				
介護・訓練支援用具	給付件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付件数	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	給付件数	18	18	18
排泄管理支援用具	給付件数	2,638	2,638	2,638
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	8	8	8
⑤移動支援事業				
	人数	267	301	339
	時間数	2,700	3,038	3,419
⑥地域活動支援センター				
	箇所	3	3	3
⑦訪問入浴サービス				
	人数	10	10	10
⑧緊急通報設備の設置				
	人数	1	1	1
⑨日中一時支援				
	人数	138	152	167
⑩障害者探索サービス				
	人数	75	75	75
⑪身体障害者食事サービス				
	件数	8	8	8
⑫自動車運転免許・自動車改造費助成(年間)				
	件数	2	2	2

2 成果目標・活動指標の設定

障害のある方の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援等の課題について、令和8(2026)年度を目標年度として次の成果目標・活動指標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値目標	考え方
地域生活移行者数	9人	令和4年度末時点の施設入所者の6%が 地域生活へ移行
施設入所者数	149人 (▲8人)	令和4年度末時点の施設入所者の5% 削減

(参考)現在の施設入所者数…157人（令和5年3月末実績）

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者および家族等の関係者ごとの参加者数				
保健	1	1	1	1
医療 (精神科)	1	1	1	1
医療 (精神科以外)	1	1	1	1
福祉	7	7	7	7
介護	1	1	1	1
当事者及び 家族等	2	2	2	2
市職員、その他	2	2	2	2
計	15	15	15	15
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人	2	2	2
精神障害者の地域定着支援	人	4	4	4
精神障害者の共同生活援助	人	44	44	44
精神障害者の自立生活援助	人	3	3	3
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人	15	15	15

(参考)精神科長期入院(1年以上)者数…116人（令和3(2021)年6月末実績）

(3) 地域生活支援の充実

項目	数値目標	考え方
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	1名	
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1回	地域生活支援拠点等整備とともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値目標	考え方
一般就労への移行者数	14人	令和3年度実績の1.28倍
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	調整中	就労移行支援事業所の5割以上
就労定着支援事業の利用者数	38人	令和3年度末実績の1.41倍以上
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	調整中	2割5分以上

(5) 発達障害者等に対する支援

項目	単位	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター	箇所	1	1	1
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築		検証	実施	実施
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等	箇所	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	人数	調整中	調整中	調整中
ペアレントメンターの人数	人数	調整中	調整中	調整中
ピアソポーターの活動への参加人数	人数	調整中	調整中	調整中

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	単位	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネータの配置人数	人数	1	1	1

(7) 相談支援体制の充実・強化等

項目	単位	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援	有無	実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件数	調整中	調整中
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ※1	件数	20	20
	地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数 ※2	件数	30	30
	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	事例検討実施回数	1回	1回
		参加事業者・機関数	15人	15人
		専門部会の設置数	4部会	4部会
		実施回数(1部会あたり)	6回	6回

※1 精神保健福祉研修等、人材育成研修の実施回数

※2 精神保健福祉連絡会等、各相談機関の連携強化を図るための会議等の実施回数

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

項目	数値目標	考え方
障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用	20	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数の見込み数を設定
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	検討	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定
指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施とその結果の共有	検討	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

3 サービス確保の方策

(1) 指定障害福祉サービス・指定相談支援

① 訪問系サービス

【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援】

■住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう、民間事業者の参入を促進し
サービス量の確保と質の向上に努めるとともに、サービスに対する情報提供
の充実に努めます。

② 日中活動系サービス

【生活介護、療養介護】

■民間事業所等と連携を図りながら、障害特性に応じた活動の場を確保してそ
の充実に努めます。

【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

■障害のある方が、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練等の充実
に努めます。

【就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援】

■障害のある方の就労に向けて、民間事業所等と連携を図りながら、就労支援
事業所を整備します。

【短期入所（ショートステイ）】

■引き続き既存施設や市単独施設等を活用して、家族介護を支援するショート
ステイの場を確保します。

③ 居住系サービス

【自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）】

■住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう、民間事業所等と連携を図り
ながら、グループホームの整備を推進します。

【施設入所支援】

■引き続き在宅生活が困難な障害のある方の生活の場として、「わくらす武蔵野」
等を活用して、支援を推進していきます。

④ 相談支援事業（指定相談支援）

■民間事業所の参入を積極的に促進するとともに、連絡会の実施、相談支援事
業所向けの研修の実施、人材育成や相談支援の質の向上の取り組みを通して、
事業所の支援と人材の確保を推進します。

⑤ 障害児通所・相談支援

■引き続き子どもの療育を目的とした通所先を確保するとともに、質の向上に
ついても、事業所へ働きかけます。あわせて、重症心身障害児や医療的ケア児

の支援事業所の整備を促します。

- 保健センター増築・複合施設整備に合わせて、母子保健分野や教育分野との更なる連携による妊娠期から切れ目ない相談支援体制を構築していきます。

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

- 引き続き地域活動支援センターにおいて相談支援事業を実施するとともに、市直営の基幹相談支援センターとの連携をさらに強化します。

② 成年後見制度利用支援事業

- 判断能力が不十分な障害のある方に障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する支援を行います。

③ 意思疎通支援事業

- 聴覚に障害のある方のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者等の養成講習会を実施して人材を確保するとともに、各種研修会を通じて資質の向上を図ります。

また引き続き、市の窓口に手話通訳者を設置します。

④ 日常生活用具給付等事業

- 障害のある方が日常生活を円滑に送ることができるよう、障害特性に応じた日常生活用具を給付します。

⑤ 移動支援事業

- 外出の支援を行うため、ガイドヘルパーの養成講習会を実施して良質な人材の育成を支援するとともに、民間事業所の参入を促進してサービス量の確保に努めます。

⑥ 地域活動支援センター

- 引き続き相談支援事業（特定相談支援及び一般相談支援）を実施し、障害のある方が生活するうえでの相談、助言、指導及び関係機関との連絡調整を図るために地域活動支援センターの機能を充実します。

⑦ 訪問入浴サービス

- 引き続き重度の障害のある方の衛生環境を保つためにサービスを実施します。また、夏期におけるサービス量を充実します。

⑧ 緊急通報設備の設置

■一人暮らしや病気等で日常生活に不安のある方の緊急時対応システムの設置推進を図ります。

⑨ 日中一時支援

■放課後等日中一時的に見守りなどを必要とする人を支援するために、民間事業所等の参入を促進します。

⑩ 障害者探索サービス

■障害のある方を早期に発見して、その安全を確保するためにその利用を促進します。

⑪ 身体障害者食事サービス

■食の確保と安否確認を目的として、外出困難な障害のある方等にサービスを提供します。

⑫ 自動車運転免許・自動車改造費助成

■引き続き自動車運転免許の取得費助成及び自家用車の改造費助成制度を実施します。

1 計画の推進のために

(1) わかりやすい情報提供と障害福祉制度の普及・啓発

相談支援をはじめとする各種サービスは、必要な人に十分に届いてはじめて機能していると言えます。「つながり」「こころのつながり」や説明会等の情報共有の場とともに、ホームページ・SNS等の広報媒体を活用し対象者に届く情報発信を行います。また、障害の特性に配慮したわかりやすい情報提供に努め、積極的かつ継続的に障害福祉制度の普及・啓発に取り組みます。

(2) 障害当事者やその家族の求めるニーズの把握と反映

施策の内容や提供方法等について、障害当事者やその家族、関係団体の多様な意見やニーズをより明確に把握し、反映することに努めます。また、個別ニーズに現れる課題や地域レベルでの課題が、施策の推進に反映されるよう、実態調査等の手法・設問・分析方法の改善を検討します。

(3) 市民・関係機関と連携した取組みの推進

全世代・全対象型の包括的な支援体制を構築するため、保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携をより一層強め、分野横断的な対応の仕組みづくりを図り、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障害のある方やその家族、障害福祉に関する事業者、学識経験者、関係行政機関、市民等の委員で構成され、地域における障害者などへの支援体制に関する課題について情報共有や地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である地域自立支援協議会と連携し、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

■ 地域自立支援協議会の活動 ■

「障害者総合支援法」では「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う」ための場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。

本市においては、平成20（2008）年1月から設置され、障害福祉における地域の様々な課題について協議を行っています。また、親会の下に「相談支援ネットワーク」「地域移行」「相談支援」「住まい」「当事者」の各専門部会を設け、各部会で立てた年度計画に基づく様々な活動がなされています。

(4) 庁内連携の強化と市職員の意識向上

障害者福祉に携わる部署は、障害者福祉の担当課だけでなく、高齢者、子ども、健康推進、都市計画や道路整備、教育部など広範囲にわたります。各種連携会議等を活用し、各部署間の情報交換・横断的調整・連携を推進し、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、全ての市職員が、地域共生社会の理念に基づき障害のある方¹に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう「障害の社会モデルの理解」「障害のある方への差別を行わないこと」「合理的配慮の提供」等に関する知識と意識を高めていきます。

(5) 既存施策の見直しと持続可能な制度の構築

社会保障制度全体がその持続可能性を追求して見直しが行われている中、市の障害者福祉施策も例外ではありません。障害福祉サービスの定着に伴い、それ以前に作られた施策の中には役割を終えているものや意義を失っているものも存在しています。今求められているニーズに対応し、未来への投資を実現していくため、各サービスの果たすべき意義や役割を定期的に見直していきます。

(6) 国・都との連携や要望、措置

障害のある方の地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の実施に努めるとともに、「武藏野市ならではの地域共生社会」を推進するため、国・都に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置も要請していきます。

2 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「P D C A」のサイクルが必要です。

本市においては、庁内における進捗把握とともに、健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議に加えて、地域自立支援協議会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。

資料編

1 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例

(設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）における健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議するため、武蔵野市健康福祉施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進及び食育推進に係る計画の策定及び評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員15人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進、食育推進等の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会)

第5条 市長は、必要に応じて審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 第3条の委員のうちから市長が指名する者
- (2) 専門部会における調査及び審議のため市長が必要と認め、委嘱する者

(報酬)

第6条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

2 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例（令和4年12月武蔵野市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(審議会の会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに選任されていないとき又は事故があるとき若しくは欠けているときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 専門部会の委員（以下「部会員」という。）は、各専門部会15人以内とする。

2 条例第5条第2項第2号の規定により市長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験者

(2) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進、食育推進等の関係者

(3) 公募による市民

3 前項の委員の任期は、委嘱の日から専門部会における調査及び審議が終了した日までとし、2年を超えないものとする。

4 第2項の委員は、専門部会にのみ出席する。

(準用)

第6条 第3条及び第4条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部地域支援課において処理する。ただし、専門部会の庶務は、市長が指定する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会及び専門部会について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

3 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・ 第6期地域福祉計画専門部会等設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例（令和4年12月武蔵野市条例第36号）第5条の規定に基づき、武蔵野市（以下「市」という。）が策定する次の各号に掲げる計画について、当該各号に定める専門部会（以下「各専門部会」という。）を設置する。

- (1) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画（次号から第8号までに掲げる計画からなる市の健康及び福祉分野に関する総合的な計画をいう。以下「健康福祉総合計画」という。）武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により定める武蔵野市地域福祉計画前号に定める専門部会
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により定める武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画第1号に定める専門部会
- (4) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定により定める武蔵野市再犯防止推進計画第1号に定める専門部会
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により定める武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門部会
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定により定める武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・障害児福祉計画武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会
- (7) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により定める武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画専門部会
- (8) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定により定める武蔵野市自殺総合対策計画前号に定める専門部会

(幹事会)

第2条 健康福祉総合計画の策定にあたり、庁内の推進体制として、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に、座長及び副座長各1人を置く。
- 4 座長は健康福祉部長の職にある者をもって充て、副座長は健康福祉部地域支援課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。
- 6 前各号に定めるものほか、健康福祉総合計画の策定における庁内の推進体制について必要な事項は、市長が別に定める。

(ワーキングスタッフ)

第3条 各専門部会は、各計画の策定に関する調査及び研究を行うため、必要があると認めるときは、ワーキングスタッフを設置することができる。

(庶務)

第4条 各専門部会の庶務は、次の各号に掲げる専門部会の区分に応じ、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 第1条第1号から第4号までに定める専門部会健康福祉部地域支援課
- (2) 第1条第5号に定める専門部会健康福祉部高齢者支援課
- (3) 第1条第6号に定める専門部会健康福祉部障害者福祉課
- (4) 第1条第7号及び第8号に定める専門部会健康福祉部健康課

2 各専門部会全体の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、各専門部会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

健康福祉部長
健康福祉部保健医療担当部長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部生活福祉課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
健康福祉部障害者福祉課長
健康福祉部健康課長
健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
健康福祉部健康課新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
健康福祉部保険年金課長
公益財団法人武蔵野市福祉公社常務理事兼事務局長
公益財団法人武蔵野健康づくり事業団保健センター改修・経営改善担当課長
公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター事務局長
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会事務局長
社会福祉法人武蔵野事業推進担当副参事

4 武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会部会員名簿

氏名	所属等	備考
岩本 操	武蔵野大学 人間科学部人間科学科 教授	委員長
羽田野 敦子	社会福祉法人武蔵野地域生活支援センターびーと副施設長	副委員長
安東 博	武蔵野市地域自立支援協議会障害当事者部会員	
岩岡 由美子	武蔵野市民生児童委員協議会第一地区会長	
久保田 聰	明日の風法律事務所弁護士	
後藤 耕士	社会福祉法人武蔵野ジョブアシストいんくる施設長	
佐藤 資子	社会福祉法人武蔵野千川福祉会チャレンジャー所長	
杉本 美乃	株式会社浩仁堂地域活動支援センターコット施設長	
立野 信行	社会福祉法人おおぞら会あすは Kids 管理者	
中村 美奈子	東京都多摩府中保健所保健対策課地域保健第二担当課長代理	
西村 聰彦	市民公募委員	
長谷川 圭	特定非営利活動法人ゆうあいセンター理事	
福本 千晴	武蔵野市地域自立支援協議会障害当事者部会員	
山本 紀之	特定非営利活動法人ミュー副理事長	
横山 美江	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会地域福祉推進係長	

敬称略 正副委員長以外五十音順

5 策定経過

開催日	会議名等	協議内容
		令和4（2022）年11月22日～12月16日 武蔵野市障害者福祉についての実態調査実施
		令和4（2022）年11月28日～令和5（2023）年1月20日 武蔵野市介護職員・看護職員等実態調査実施
令和5 (2023)年 5月29日	第1回 専門部会 兼 親会	(1) 武蔵野市健康福祉総合計画・各個別計画策定スケジュールについて (2) 武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画 進捗状況 (3) 令和6年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に 係る基本指針の見直しについて (4) 武蔵野市障害者福祉についての実態調査報告書について (5) 武蔵野市介護職員・看護職員等実態調査報告書について (6) 障害者団体ヒアリングの実施について
		令和5（2023）年6月 障害者団体ヒアリング実施
令和5 (2023)年 6月26日	第2回 専門部会 兼 親会	(1) 障害者手帳所持者数の推移について (2) 障害者福祉関連決算の推移について (3) 第6期障害福祉計画・障害児福祉計画 目標値に対する令 和3、4年度の実績について (4) 団体ヒアリングの結果について (5) 計画策定にあたって～改定のポイントと論点～
令和5 (2023)年 7月31日	第3回 専門部会 兼 親会	(1) 第2回資料「改定のポイントと論点」に関する質問事項 について (2) 計画の全体像（中間のまとめ構成案） (3) 重点的な取組み (4) 施策の体系図
令和5 (2023)年 9月11日	第4回 専門部会 兼 親会	(1) 中間のまとめ（案）について

6 実態調査の結果

この調査は、令和5年度に予定している武蔵野市障害者計画に反映するとともに、日常生活を送る上で必要になるサービスを検討する資料として活用するために実施しました。

調査実施概要

◇調査目的 令和5年度に武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画を策定するにあたり、基礎資料及び日常生活を送る上で必要になるサービスを検討する資料として活用するために実施した。

◇調査対象者 身体障害：身体障害者手帳所持者で「つながり」送付対象者
知的障害：愛の手帳所持者で「つながり」送付対象者
精神障害：精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院）受給者で「こころのつながり」送付対象者
難病・特定疾患：医療費助成（難病・肝炎・小児慢性）受給者
児童：障害児通所支援サービス受給者（児童発達支援・放課後等デイサービス）

※令和4年11月1日現在の状況。児童の区分については令和4年度調査から新規追加

◇調査期間 令和4年11月22日から12月16日まで

◇調査方法 郵送配布・郵送回収またはWEB回収併用（督促を兼ねたお礼状を1回発送）

◇回収状況 配布数3,000件 回収数1,878件 回収率62.6%
(令和元年度回収率56.4%)

<区分別の回収状況>

区分	発送数(件)	有効回収数(件) (うちWEB回答)	有効回収率 (うちWEB回答率)	前回回収率
身体障害	1,396	902(179)	64.6(19.8%)	58.1%
知的障害	445	294(90)	66.1(30.6%)	63.4%
精神障害	588	320(121)	54.4(37.8%)	47.1%
難病・特定疾患	420	279(96)	66.4(34.4%)	60.8%
児童	151	83(46)	55.0(55.4%)	-
合計	3,000	1,878(532)	62.6(28.3%)	56.4%

調査結果概要

1) 本人について

年齢は「75歳以上」が28.5%で最も多く、「65~74歳」は15.7%で65歳以上の高齢者は44.2%となっている。

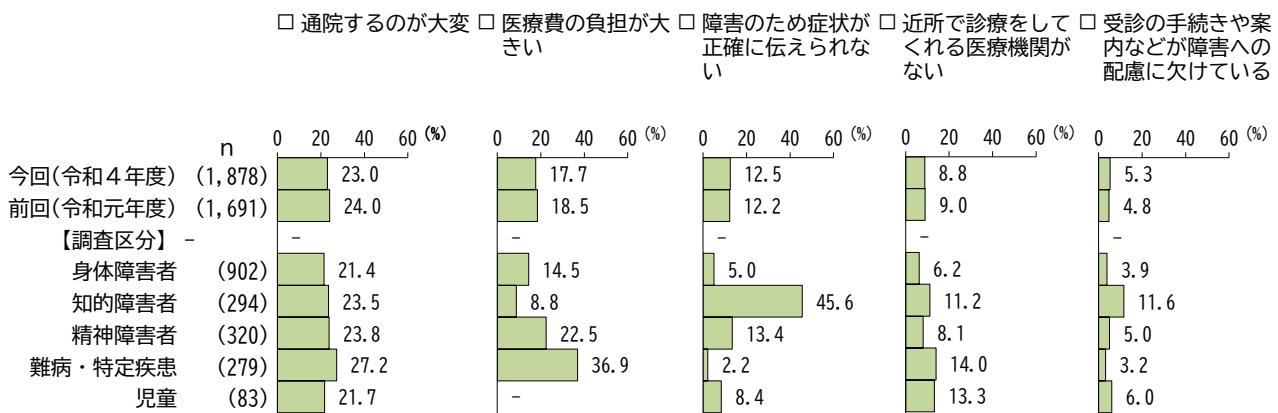
調査区分別にみると、身体障害者では「75歳以上」が50.6%を占める。知的障害者では6歳から29歳の若年層、精神障害者では30歳から64歳の年齢層、難病・特定疾患では50歳以上が多くなっている。児童では0~5歳が43.4%、6~18歳が50.6%となっている。

	n	0~5歳	6~18歳	19~29歳	30~39歳	40~49歳	50~64歳	65~74歳	75歳以上	無回答
全 体	1,878	2.9	7.2	7.1	7.4	11.2	19.3	15.7	28.5	0.7
身体障害者	902	0.3	1.1	1.8	2.7	7.1	14.3	21.7	50.6	0.4
知的障害者	294	4.8	25.2	26.2	15.3	16.7	9.5	2.0	0.3	-
精神障害者	320	-	1.6	9.1	15.3	16.9	38.8	13.1	5.0	0.3
難病・特定疾患	279	0.4	1.4	3.9	7.5	15.8	29.4	17.9	22.6	1.1
児童	83	43.4	50.6	-	-	-	-	-	-	6.0

2) 保健・医療について

○健康管理や医療で困ったり不便に思うことは、「通院するのが大変」はいずれの調査区分でも2割台となっている。知的障害者では「障害のため症状が正確に伝えられない」が45.6%、難病・特定疾患では「医療費の負担が大きい」が36.9%と他の調査区分より多くなっている。

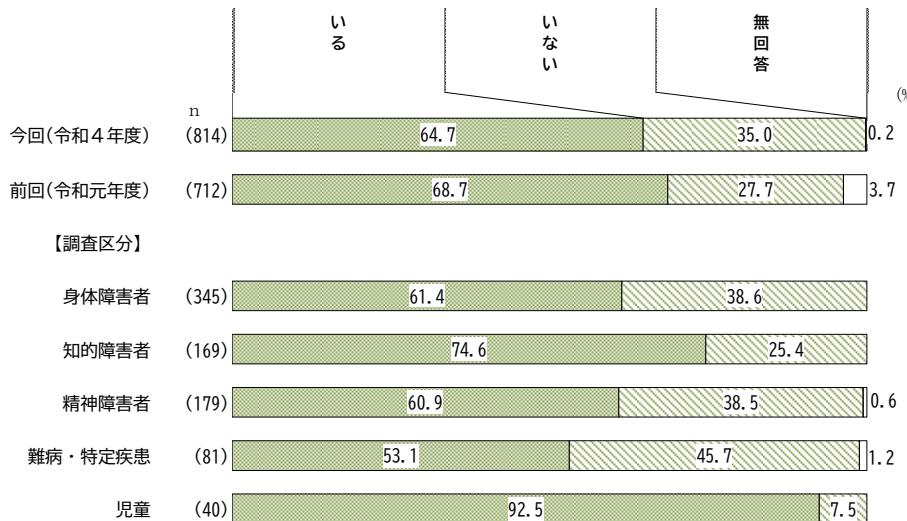
<健康管理や医療の面で困ったり不便に思うこと>



3) 相談について

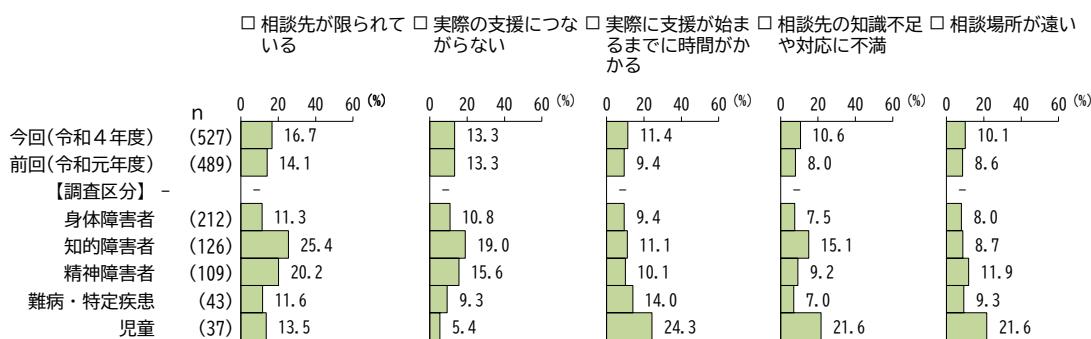
○困っていることを相談する人が「いる」は身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童で6割以上となっており、特に児童では92.5%を占めている。

<相談相手>



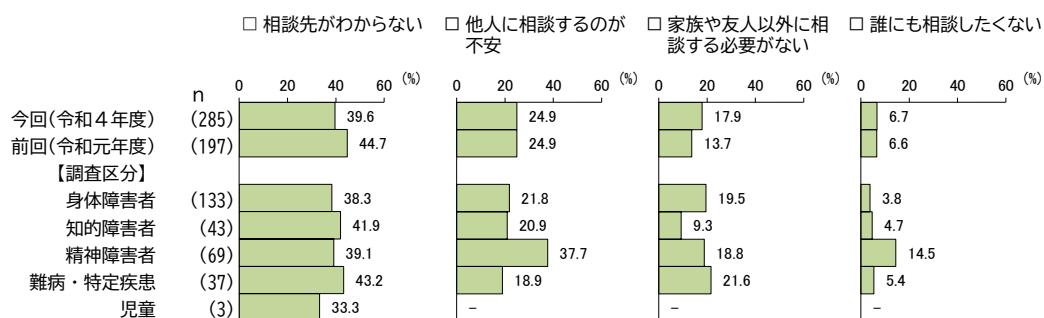
○相談する際に不便に感じていることは、「相談先が限られている」、「実際の支援につながらない」、「実際に支援が始まるまでに時間がかかる」、「相談先の知識不足や対応に不満」、「相談場所が遠い」が1割台となっている。

<相談する際に不便なこと>



○相談相手がいない理由は、「相談先がわからない」は難病・特定疾患、知的障害者で4割台、「他人に相談するのが不安」は精神障害者で37.7%と他の調査区分より多くなっている。

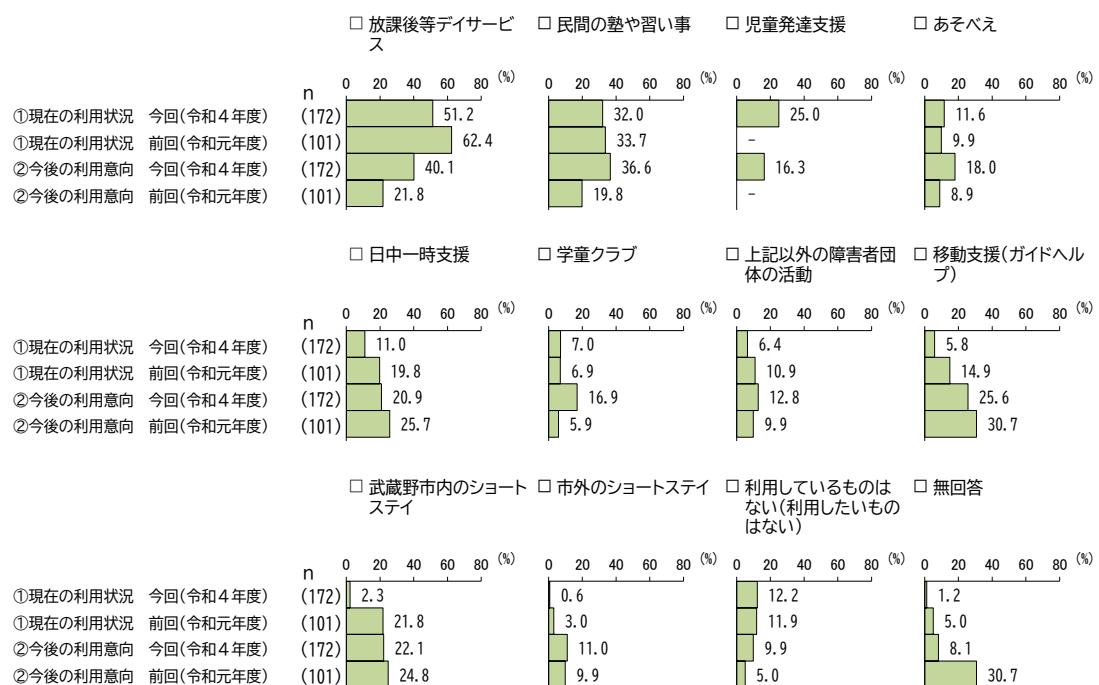
<相談相手がいない理由>



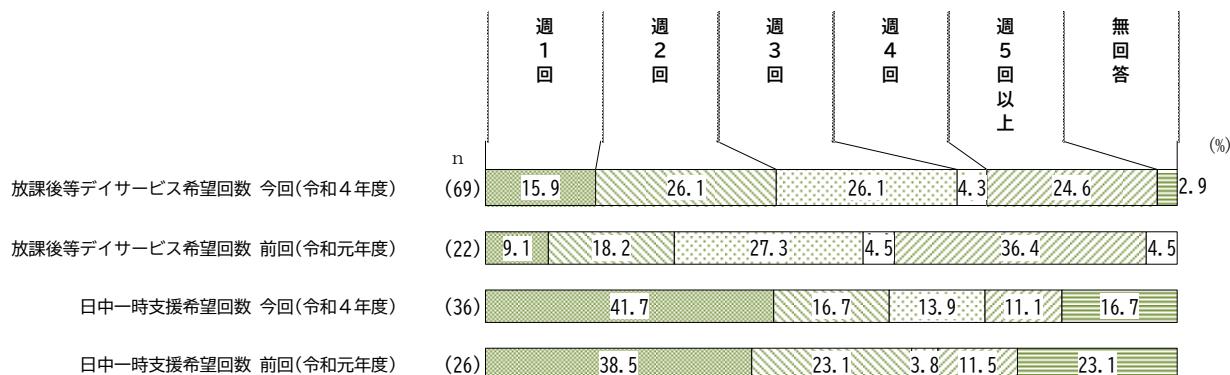
4) 通園・通学している障害児（0歳から18歳まで）の日中・放課後・休日等のサービス利用状況について

○現在の利用状況、今後の利用意向ともに「放課後等デイサービス」が特に多い。また、「放課後等デイサービス」の利用希望回数は週2～3回、「日中一時支援」では週1回が多くなっている。

<日中・放課後・休日のサービス>



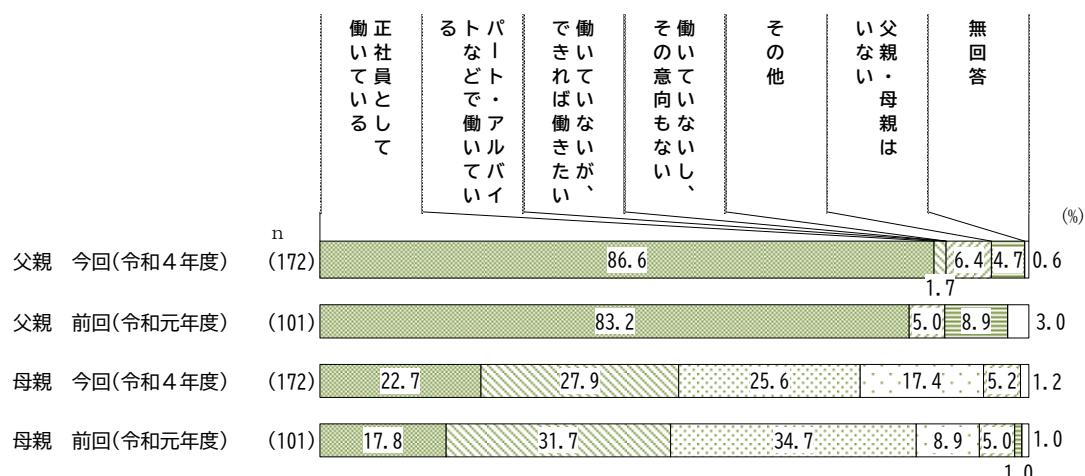
<希望する利用回数>



5) 通園・通学している障害児（0歳から18歳まで）の父母の就労について

- 父親の就労状況は「正社員として働いている」が86.6%を占め、《就労中》は88.3%となっている。
- 母親の就労状況は「正社員として働いている」が22.7%で、「パート・アルバイトなどで働いている」をあわせた《就労中》は50.6%となっている。「働いていないが、できれば働きたい」は25.6%となり、前回調査より9.1%減少した。

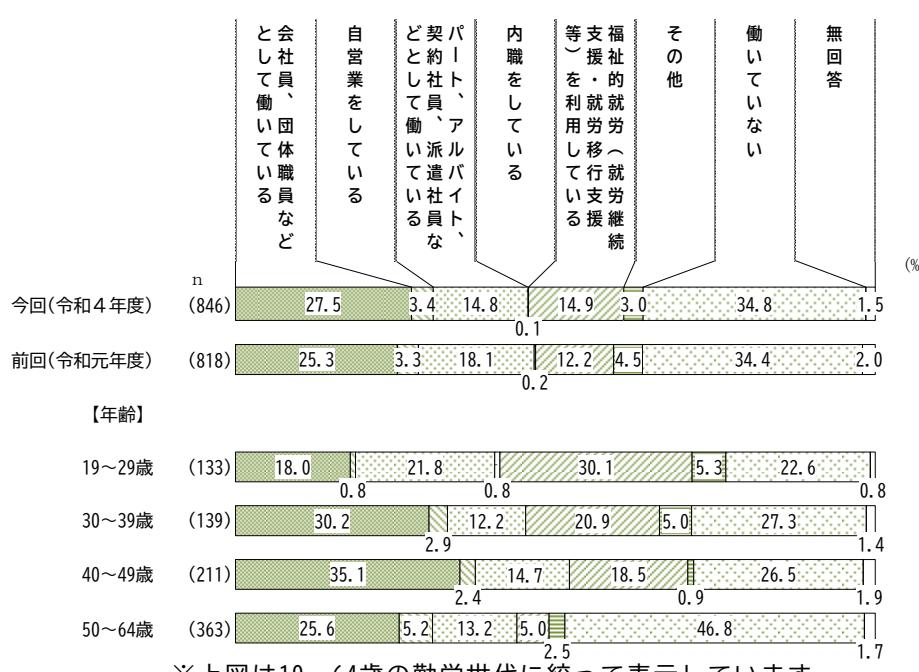
<父親・母親の就労状況>



6) 本人の就労について

- 本人の就労状況は、19歳～64歳の間では何らかの形で働いている人は63.7%、就労の形態としては、「会社員、団体職員などとして働いている」が3割弱、「福祉的就労（就労継続支援・就労移行支援等）を利用している」、「パート、アルバイト、契約社員、派遣社員などとして働いている」が1割台半ばと多くなっている。

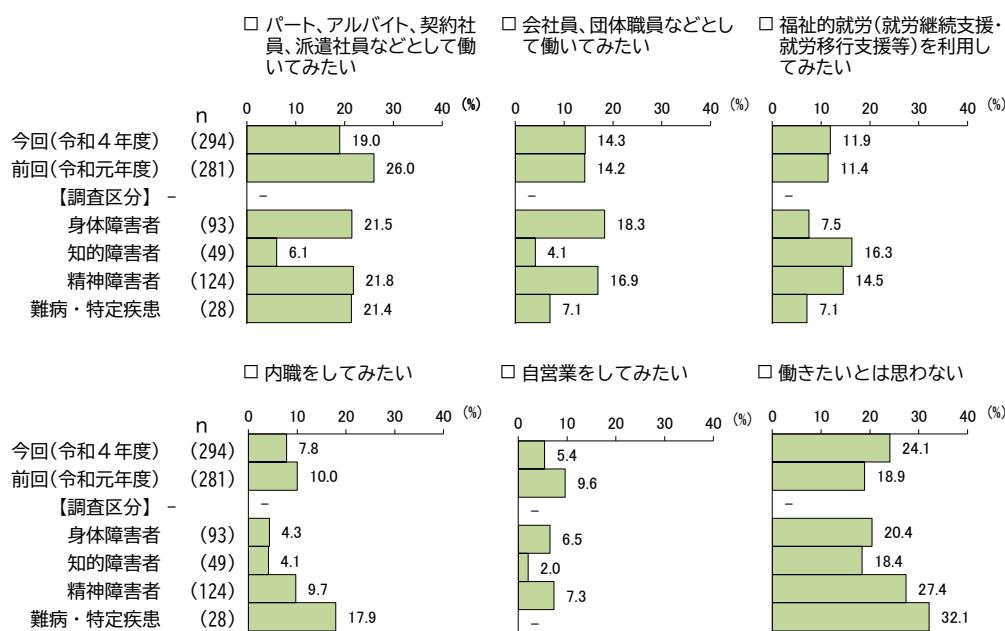
<本人の就労状況>



※上図は19～64歳の勤労世代に絞って表示しています。

○今後の就労意向としては、身体障害者、精神障害者、難病・特定疾患では「パート、アルバイト、契約社員、派遣社員などとして働いてみたい」が2割台と多くなっている。知的障害者では「福祉的就労（就労継続支援・就労移行支援等）を利用してみたい」が16.3%と多い。「働きたいとは思わない」は難病・特定疾患で32.1%と多くなっている。

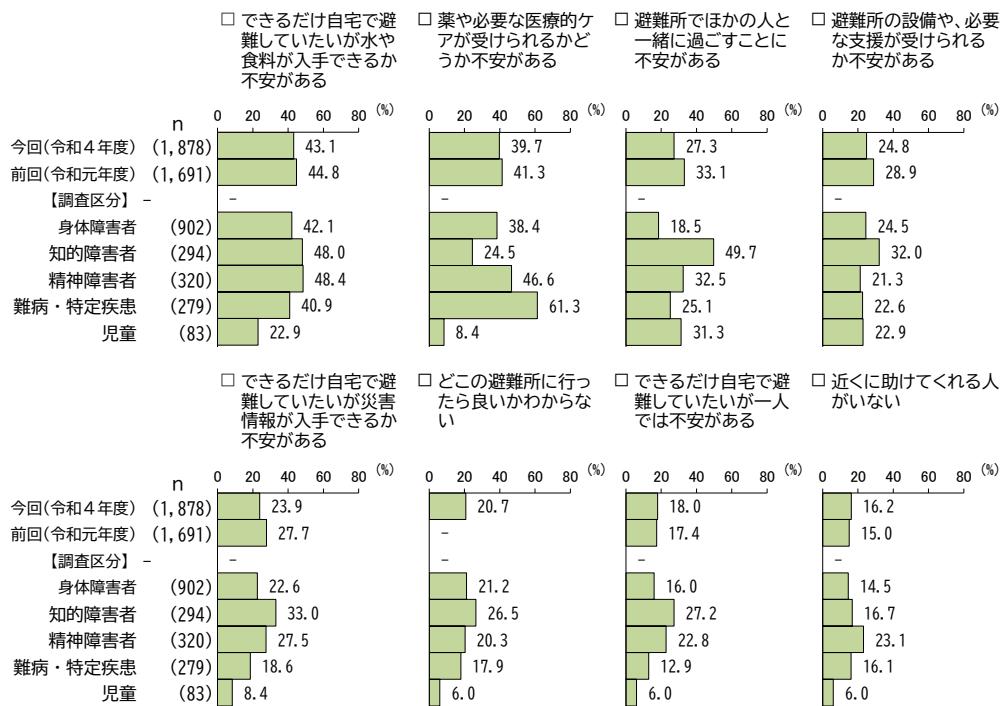
<今後の就労意向>



7) 災害時の対応について

○災害時の不安は、「できるだけ自宅で避難してみたいが水や食料が入手できるか不安がある」は児童以外の調査区分で4割台と多くなっている。「薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか不安がある」は難病・特定疾患と精神障害者で多い。「避難所でほかの人と一緒に過ごすことに不安がある」は知的障害者で49.7%と特に多くなっている。知的障害者ではこの他、「できるだけ自宅で避難してみたいが災害情報が入手できるか不安がある」、「避難所の設備や、必要な支援が受けられるか不安がある」、「できるだけ自宅で避難してみたいが一人では不安がある」と多岐にわたる不安が示されている。「近くに助けてくれる人がいない」では精神障害者が23.1%と唯一2割台となっている。

<災害時の不安>

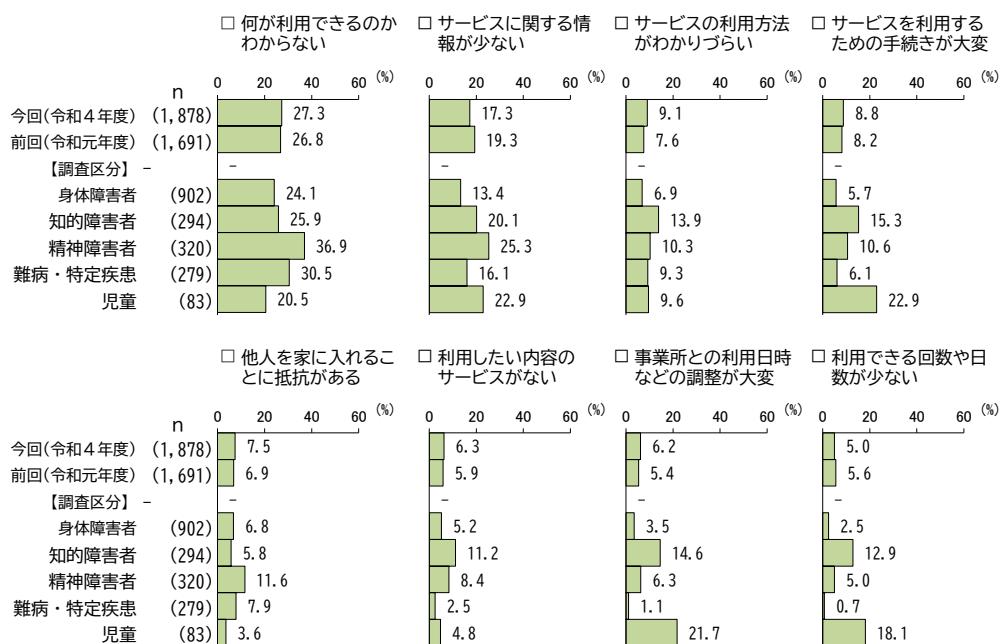


※「どこの避難所に行ったら良いかわからない」は今回調査から新規で追加

8) 障害者福祉サービスの利用について

○障害福祉サービスの利用の際に不便だと思うことでは、いずれの調査区分でも「何が利用できるのかわからない」と「サービスに関する情報が少ない」が多い。特に精神障害者では「何が利用できるのかわからない」、児童では「サービスを利用するための手続きが大変」が多くなっている。また、知的障害者と児童では「事業所との利用日時などの調整が大変」、「利用できる回数や日数が少ない」も他の調査区分より多くなっている。

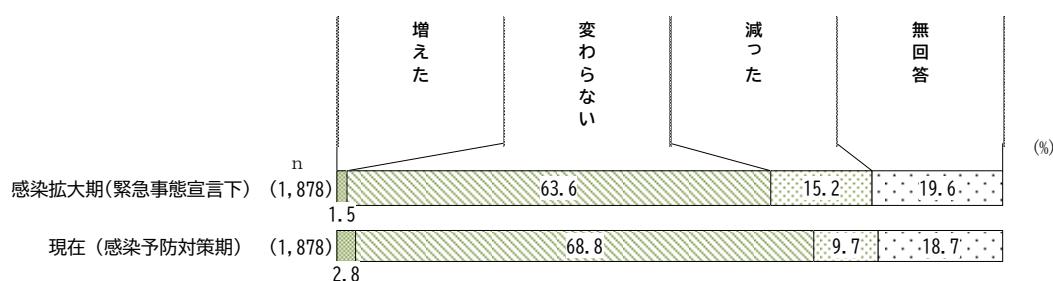
<障害福祉サービスを利用する際の不便>



9) 新型コロナウイルス感染症の影響について

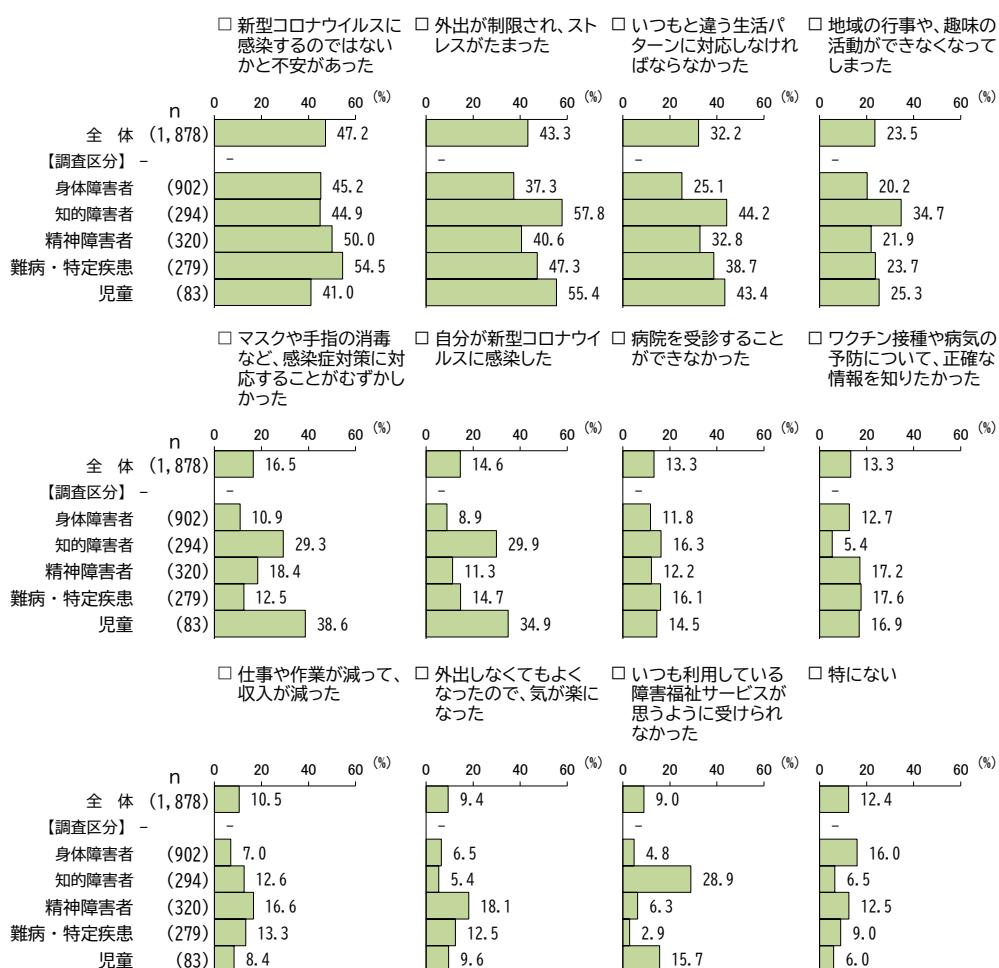
○感染症拡大による生活や行動の変化を聞いた。障害福祉サービスの利用は、どちらの時期も「変わらない」は6割台となっており、感染拡大期（緊急事態宣言下）に「減った」は15.2%、現在（感染予防対策期）に「減った」は9.7%となっている。

<障害福祉サービスの利用>



○新型コロナウイルス感染症拡大時の経験は、難病・特定疾患では「新型コロナウイルスに感染するのではないかと不安があった」、知的障害者と児童では「外出が制限され、ストレスがたまつた」が5割台と多い。知的障害者では「いつも利用している障害福祉サービスが思うように受けられなかつた」が28.9%と他の調査区分より多くなっている。

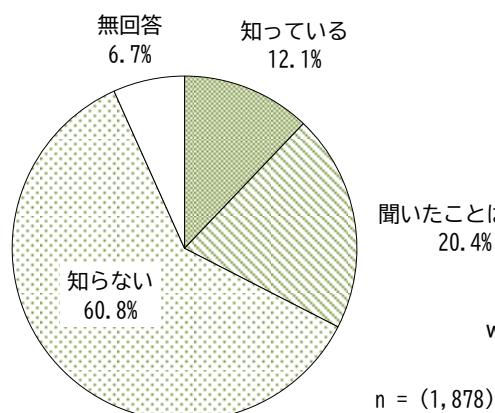
<新型コロナウイルス感染症拡大時の経験>



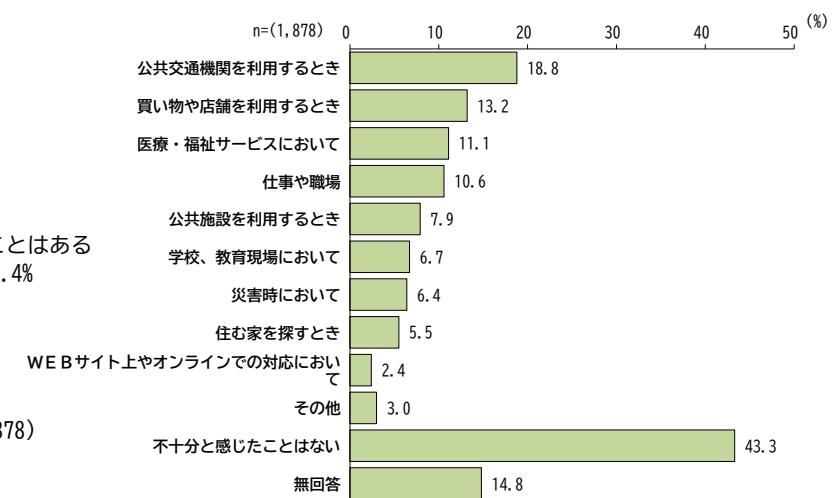
10) 障害者差別解消法について

- 障害者差別解消法を「知っている」は 12.1%、「聞いたことはある」は 20.4%となり、両者をあわせた《認知》は 32.5%となっている。
- 合理的配慮が不十分だと感じる場面があるかを聞いたところ、「不十分と感じたことではない」が 43.3%と多くなっている。感じたことがある場面では、「公共施設や交通機関を利用するとき」、「買い物や店舗を利用するとき」、「医療・福祉サービスにおいて」、「仕事や職場」が 1 割台となっている。

<障害者差別解消法の認知状況>



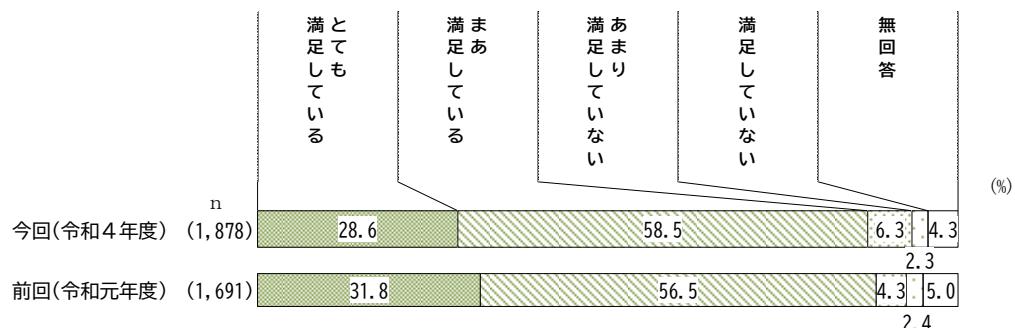
<合理的配慮が不十分だと感じる場面>



11) 今後のことについて

- 武蔵野市での暮らしに「とても満足している」は 28.6%で、「まあ満足している」をあわせた《満足している》は 87.1%となっている。《満足していない》は 8.6%となっている。

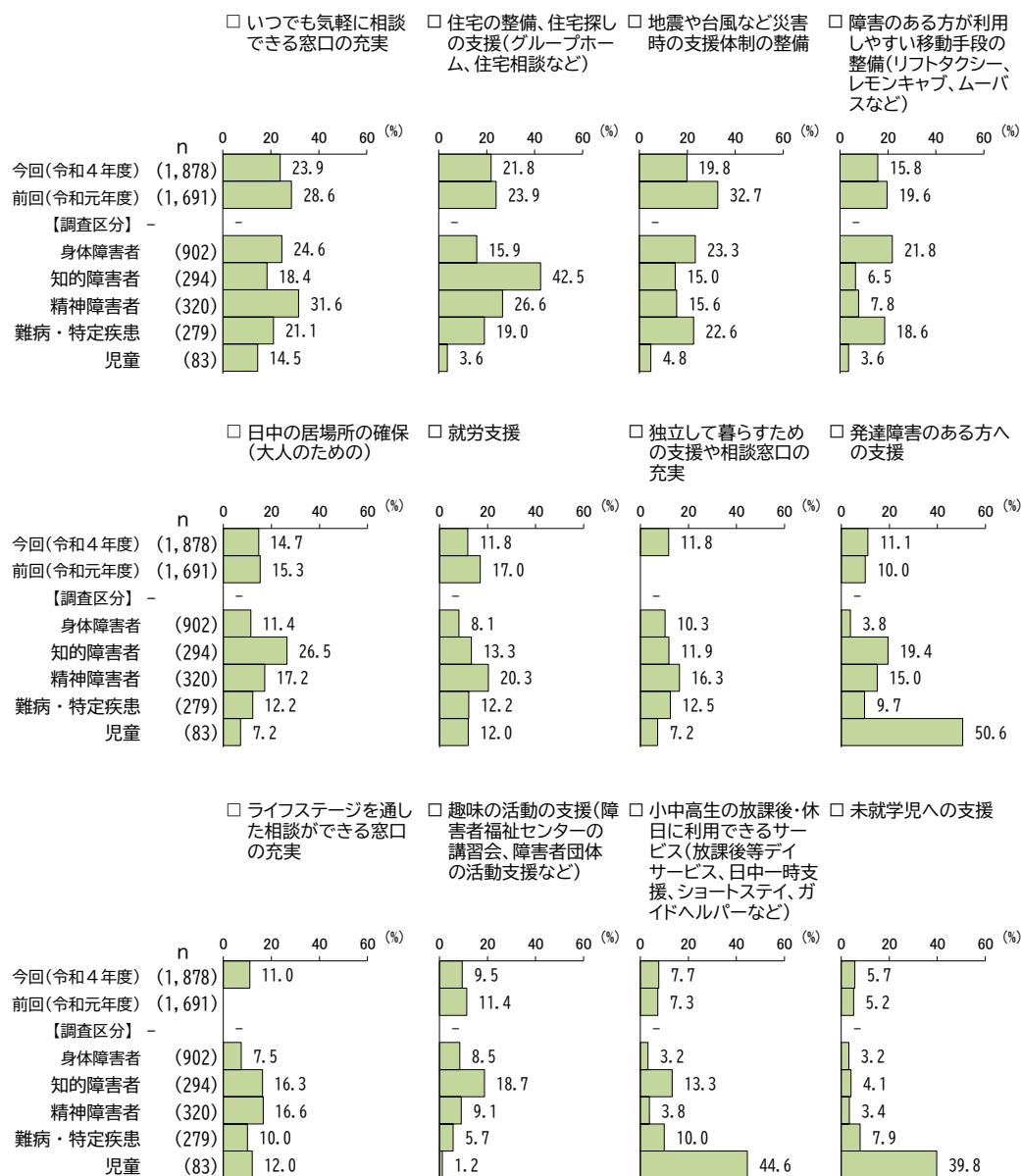
<武蔵野市での暮らしの満足度>



12) 施策の要望

○施策要望では、「いつでも気軽に相談できる窓口の充実」、「住宅の整備、住宅探しの支援」が2割台で多く、以下、「地震や台風など災害時の支援体制の整備」、「障害のある方が利用しやすい移動手段の整備」、「日中の居場所の確保」、「就労支援」、「独立して暮らすための支援や相談窓口の充実」、「発達障害のある方への支援」、「ライフステージを通した相談ができる窓口の充実」が1割台で続いている。

<施策要望>



7 用語集 あ

◆ICT

「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI（人工知能）、ビッグデータ、IoT（モノのインターネット）、クラウド等の技術があり、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等の機器やソフトウェア、SNSなどのサービスも含める場合がある。

◆アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

い

◆医療的ケア児コーディネーター

人工呼吸器を装着している障害児や日常生活において経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアが必要な障害児の支援を総合調整する人。

え

◆SNS

「Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。個人に限らず企業や自治体の情報発信の手段としても広まっている。

か

◆介護職・看護職 Re スタート支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により介護施設等（介護サービス及び障害福祉サービス事業所）の人材不足が一層懸念されることから、市内における持続可能な介護体制を維持するため、即戦力となる介護職員及び看護職員の再就職や介護施設等へ新たに就職する者に対して行う金銭的な支援。

き

◆基幹相談支援センター

障害者総合支援法第77条の2に規定する、障害者相談支援事業等の業務を総合的に行うこととする機能を有し、地域の実情に応じて様々な業務などを行う機関。

◆教育支援センター

幼児から思春期の子どものより豊かな健全育成のため、一人ひとりの成長発達を支援する機関。教育委員会で設置。相談者の課題やニーズに応じ、臨床心理士である教育相談員による相談支援、スクールソーシャルワーカーによる家庭や学校への訪問支援等を行う。

け

◆ケアマネジメント

援助を必要としている人に対して、地域の様々な社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法。

こ

◆（公財）武蔵野市福祉公社

在宅高齢者や障害のある方に対して、よりよい生きがいと健康づくりの情報や福祉サービスの提供を通じて、新しい福祉機能を開発することにより、地域の福祉サービスを補完し、もって福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護事業、訪問介護サービス事業、生活支援事業（生活支援ヘルパー派遣事業、認知症高齢者見守り事業）等を実施している。

◆心のバリアフリー

障害のある方や子育て中の、外国人等様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁（バリア）を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

さ

◆在宅介護・地域包括支援センター

主に在宅で生活を継続する高齢者の総合的な相談に対応する機関。日常生活圏域単位に市内6カ所に設置。地域包括ケアシステムの拠点として、介護支援サービスの情報提供や調整等を行う。

し

◆指定一般相談支援事業所

障害者支援施設や病院等に入所・入院している方が、地域生活へ移行するための支援や居宅において単身で生活している方等への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行う事業所。

◆指定特定相談支援事業所

障害者総合支援法のサービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。事業者指定は市町村が行う。

◆児童発達支援センター

障害児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援事業等の事業所や障害児を受け入れている保育所などへの専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障害児・者に対する理解を深めるための活動を行う等、当該地域における障害児支援の中核を担う施設。

◆（社福）武蔵野市民社会福祉協議会

武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37（1962）年に設立され、昭和53（1978）年に社会福祉法人として認可された団体。

◆重症心身障害児

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複した状態にある児童。児童福祉法上の概念で、18歳までにその状態になった方。判定には、「大島分類」が広く用いられ、その1から4までに該当する方。

◆障害者差別解消支援地域協議会

国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害のある方の自立と社会参加に関する分野の事務に従事するもので構成される組織。社会生活を円滑に営む上で困難を有する障害のある方に対する支援が効果的かつ円滑に実施されることを目的としている。

◆障害者就労支援センター

障害者雇用を促進するための施設。障害のある方と事業所等の間に立ち、関係機関などとの提携・協力を得て、状況に応じた支援を行う。

◆障害の社会モデル

「障害」に伴う様々な不利益や困難な原因は、「障害のない人を前提に作られた社会や仕組みに原因がある」という考え方。

「障害の社会モデル」の考え方とは、2006年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に示されている。日本は、2014年にこれを批准し、この考えに基づき2016年4月に「障害者差別解消法」が施行された。

◆ショートステイ事業

保護者または家族の病気・事故・冠婚葬祭等で介護が受けられなくなった場合や、保護者の介護疲労等を取り除くため、在宅の心身障害のある方が一時的に利用する施設。

せ

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害のある方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをできるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指す。

「地域包括ケアシステム」の項目も参照のこと。

そ

◆相談支援専門員

障害のある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援等、障害のある方の全般的な相談支援を行う専門家。

ち

◆地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして位置づけられる支援機関。社会交流の促進、創意的活動、生産活動の機会の提供、相談支援等を通して、社会的孤立を防いでいくことを目的としている。

◆地域共生社会

国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。この地域共生社会は本市が進めてきた地域リハビリテーションの理念との共通点がみられるため、本市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育等地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害のある方をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。

◆地域自立支援協議会

障害者自立支援法等の一部改正により平成24(2012)年4月から法定化された。地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

◆地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制。令和7(2025)年を目途に構築が進められている。

は

◆8050問題

ひきこもりの子とその親が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子の生活を80代の後期高齢者である親が支えるケースが増えている、という社会問題のこと。

◆発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

ひ

◆ピアソポーター

障害のある方自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある方の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりするピアサポートを行う人たちのこと。

◆P D C A

計画(PLAN)→実施(DO)→評価(CHECK)→改善(ACTION)という手順を繰り返すことにより、効率的・効果的に計画を推進していくこと。

ふ

◆福祉避難所

高齢者や障害のある方等で、一般の避難所などの生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする災害時要援護者を対象とした避難所をいう。高齢者施設、障害者施設、保育所等を対象としている。

へ

◆ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

◆ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けての取り組み。

◆ペアレントメンター

発達障害児・者等の子育て経験のある親で、その経験を生かし、こどもが発達障害などの診断を受けて間もない親等に対し、助言や相談を行う。

◆ヘルプマーク・ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカードで、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのもの。

ほ

◆法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた、国、地方公共団体、民間企業それぞれが雇用すべき障害のある方の人数の最低割合。令和3(2021)年3月より、国、地方公共団体は2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%、民間企業は2.3%に引き上げられた。

み

◆見守り・孤立防止ネットワーク

地域住民の異変の早期発見・早期対応のため、住宅供給系事業者や宅配事業者、コンビニエンスストア等サービス事業者、警察・消防等の関係機関などと連携し、情報・意見交換等を行うとともに、通常業務の中での見守り・孤立防止を図っている。

む

◆武蔵野市地域包括ケア人材育成センター

福祉専門職や地域の担い手の人材育成・確保に関する事業をおこなっている機関。平成30(2018)年12月1日に開設し、福祉公社が受託・運営している。武蔵野市認定ヘルパー養成研修、介護職員初任者研修、その他研修や福祉従事者・事業所に対する支援を含めた取り組みを実施している。

ゆ

◆ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
～認め合い支え合うまちづくりをめざして～
〔中間のまとめ（案）〕
<令和6（2024）年度～令和8（2026）年度>
令和5年11月

発行：武蔵野市
〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
編集：武蔵野市健康福祉部障害者福祉課
TEL：0422-60-1904、1847